

第九十二回帝國議會 衆議院 教育基本法案委員會會議錄(速記)第一回

付託議案
教育基本法案(政府提出)(第一八號)

本委員は昭和二十二年三月十三日(木曜日)議長の名で次の通り選定された。

井田 友平君 小川原政信君
上林山榮吉君 川西 清君
庄司 一郎君 辻 寛一君
池村平太郎君 江川 爲信君
武藤 嘉一君 森山 ヨネ君
山口光一郎君 及川 規君
永井勝次郎君 山下 ツチ君
米山 久君 伊藤 恭一君
中田榮太郎君 平川 篤雄君

三月十四日(金曜日)午前十時四十分委員長理事互選のための委員が参集した。

小川原政信君 上林山榮吉君
庄司 一郎君 江川 爲信君
及川 規君 永井勝次郎君
山下 ツチ君 伊藤 恭一君
中田榮太郎君 平川 篤雄君
〔年長者小川原政信君投票管理者となる〕

(以下速記)

昭和二十二年三月十四日(金曜日)午前十時四十分開議

出席委員

委員長 江川 爲信君
理事 小川原政信君 理事及川 規君
上林山榮吉君 庄司 一郎君
永井勝次郎君 山下 ツチ君
伊藤 恭一君 中田榮太郎君
平川 篤雄君

三月十四日委員川西清君辭任につき、次の補闕として瀧澤脩作君を議長に於て選定した。

出席國務大臣

文部大臣 高橋誠一郎君

出席政府委員

文部政務次官 青木 孝義君
文部事務官 日高第四郎君
文部事務官 劍木 享弘君
文部事務官 柴沼 直君
文部事務官 清水 勤二君
文部事務官 稲田 清助君
文部事務官 辻田 力君

本日の會議に付した議案
教育基本法案(政府提出)

○小川原投票管理者 先例によりまして私が年長のゆえをもつて投票管理者となり、これより委員長の互選を行います。

○庄司委員 この際投票を用いず、江川爲信君を委員長に推薦申し上げます。お諮りを願います。

○小川原投票管理者 庄司君の意見に御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小川原投票管理者 御異議なしと認めます。よつて江川爲信君が委員長に御當選に相なりました。委員長江川爲信君に本席を譲ります。

〔江川爲信君委員長席に着く〕

○江川委員長 ただいま御推薦によりまして委員長の重責を汚すことに相なりました。まことに不慣れな者であります。何とぞよろしく願ひいたします。

ます。一言御挨拶を申し上げます。これから理事の互選を行いたいと思ひます。

○庄司委員 理事はその數を三名と委員長におかれて御指名あらんことを望みます。

○江川委員長 庄司君の御意見に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○江川委員長 御異議なしと認めまして、それでは私から御指名申し上げます。

小川原政信君 山口光一郎君 及川 規君

を煩わしいと思ひます。

○江川委員長 それではこれより政府提出の教育基本法案の提案理由の説明を聴取いたします。文部大臣。

○高橋國務大臣 教育基本法案の提案理由を一應御説明申し上げます。昨日本會議におきまして最後に一言いたしましたところを、少し附け加えて申し上げます。この法案は、昨年の九月内閣に設置された教育刷新委員の建議に基いて作成されたものであります。この教育刷新委員は、もと米國教育使館に協力いたしますために、連合軍電書に基いて組織されました日本教育家委員會と稱せられ、その報告書が作成せられたにあたりましては、日本教育家委員會がいろいろの問題を研究される上に、米國教育

使館團報國書に、きはめて重要な示唆を與えたものと思はれるのであります。刷新委員會の建議は、使館團報國書とその方向を一にしておるのであります。教育の理想につきましても、同じことが言ひ得ると考えられるのであります。教育刷新委員會におきましては、その第一特別委員會におきまして、この問題を審議いたしました。その報告に基きまして、本會議において決定いたしましたところのものを、内閣に答申いたしましたのであります。それをもとにいたしまして、今回のものが起草せられることになりました。閣議におきまして、かなりに激しい議論が闘わされました後、これが樞密院に御諮詢になりました。樞密院の小委員會の席上におきまして、また種々なる論議が闘わされ、その幾分か訂正せられまして、今回の議案ができ、これが上程せられることとなりました。

昨日も申し上げましたように、民主的で平和的な國家再建の基礎を確立いたしたため、さきに憲法の畫期的な改正が行われ、これによつて、ひとまず民主主義、平和主義の政治的、法律的な基礎、いわばわくとなるべきものがつくられたのであります。しかしこの基礎の上に立つて、眞に民主的で文化的な國家の建設を完成するとともに、世界の平和に寄與すること、すなはちこのわくの中に立派な内容を充實させることは、國民の今後の不斷の努力にまたなければなりません。そしてこのことは一にかかつて教育の力にあると申しても、あえて過言ではないと存するのであります。かかる目的達成のためには、この際教育の根本的刷新を斷行するとともに、その普及徹底を期することが、何よりも肝要でござい

ます。かかる教育刷新の第一前提といひまして、新しい教育の根本理念を確立明示する必要があると存するのであります。それは新しい時代に即應する教育の目的、方針を明示し、教育者並びに國民一般の指針たらしめなければならぬと信ずるからであります。

次に、それを定めるにあたりましては、從來のように、詔勅、勅令等の形式をとりまして、いわば上から與へられたものとしてでなく、國民の盛り上ります總意によりまして、いわば國民みずからのものとして定めるべきものであります。國民の代表者をもつて構成せられます議會におきまして討議確定するため、法律をもつていたすことが新憲法の精神に適合するものといひまして、必要かつ適當であると存じ、次第であります。教育勅語とこの法案の關係等につきましても、これまでいろいろ意見の交換が行われたのであります。教育勅語は、日本教育史上におきまして、きはめて重要な意義を有しておつたのであります。何しろ明治二十三年に制定されたものであります。その後時勢の變遷につれて、あるいは曲解せられ、あるいは惡用せられるという結果を見ましたので、これをこれまで以上に小學校において捧讀いたさないことにいたし

たのであります。それがために、往々にして思想混乱の状態に陥つた向きもあるものであります。特にこの際教育の根本理念を明らかにしたところの法律を制定いたしますことが、目下の急となつたのであります。

さらに新憲法に定められております教育に關係する諸條文の精神を、一層敷衍具體化したしまして、教育上の諸原則を明示いたす必要を認めたとでございます。さて、これらの教育上の原則並びにさきに申し上げました教育の根本理念は、單に學校教育のみならず、廣く家庭を含めました社會教育にも通すべきものであります。これらの根本理念並びに原則は、個々の教育法令に別々に掲げることなく、基本的な單一の法律に規定いたしまして、その他の教育法令は、すべてこの法律に掲げます目的並びに原則に則つて制定せらるべきものとすることが適當であると考えまして、この法律の教育基本法と稱した次第でございます。

以上申し上げました理由に基きまして、この法案を作成したわけでございますが、この法案は教育の理念を宣言する意味で、教育宣言であるとも見られましようし、また今後制定せらるべき各種の教育上の諸法令の準則を規定するといふ意味におきまして、實質的には教育に關する根本法たる性格をもつものであるとも申し上げ得るかと存じます。従つて本法案には、普通の法律にはむしろ異例でありますところの前文を附した次第でございます。

次にこの法案の内容を御説明申し上げます。まずこの法案制定の由來趣旨を明らかにいたします。がために、只今申し上げましたところの前文

を附してございます。次に本文にはいりましては、第一條に、新時代に即應すべき教育の理念を明らかにいたしするがために、教育の目的を掲げました。次に第二條におきましては、このような教育の目的をいかに達成すべきか、その方針を明示いたしました。第三條、教育の機會均等のくだりにおきましては新憲法第十四條第一項、同じく第二十六條第一項の精神を具體化したいたしました。第四條、義務教育では、新憲法第二十六條第二項の、義務教育に關する規定を、一層はつきりと規定いたしましたのであります。さらに第五條男女共學におきましては、新憲法第十四條第一項の精神を敷衍いたしまして、男女共學を説いたのであります。第六條學校教育におきましては、學校の性格、教員の身分について規定いたしました。第七條では、社會教育の原則を説きました。第八條政治教育では、民主主義社會における政治的教養の重要性、並びに學校における政治教育の限界を示したのであります。第九條宗教教育では、新憲法第二十條の信教の自由の規定が、教育上いかに適用せらるべきかといふことを明らかにしたのであります。第十條教育行政の條下におきましては、教育行政の任務の本質とその限界を明らかにいたしました次第でございます。

これが本法案制定の理由、性格、並びに内容でございます。この法案は教育の根本的刷新について議すべく、先ほど申しましたように、内閣に設けられましたところの教育刷新委員會におきまして、約半歳にわたりまして慎重審議を重ねられた綱要をもととしたところのものであります。政府におきましては慎重に案を練りましたのでございますが、なおいろいろまだ御意見もあることと思ひますので、何とぞ慎重御審議を願ひたいと存する次第でございます。

○江川委員長 それでは暫時休憩いたします。午後二時から開會いたしたいと存じます。なお本案の審議について、あらかじめ御相談を申し上げたいと存するのでもありますが、貴族院の關係もありますので、本日はなるべく總論の質問をすべて終るようになり、そうして明日は逐條その他、とにかく午前中に最後の決定をいたしまして、本會議に移すようにお運びを願ひたいと思ひます。どうぞそのようなお考えで御審議を願ひたいと存じます。暫時休憩いたします。

午前十一時十四分休憩
午後二時九分開議
○江川委員長 休憩前に引續きまして會議を開きます。質疑は通告順に従ひましてこれを許します。上山山榮吉君。

○上山山委員 教育基本法に對する立法の理由、ないしはその沿革につきまして、大臣の説明を承つたので、大體了解したのであります。が、本法の重大性に鑑みまして、以下數點について政府の意見を質しておきたいのであります。

まず第一に、教育基本法は、言うまでもなく一種の教育憲章であり、またそうあらしめねばならぬと思うのであります。しかし法律はあくまでも法律でありまして、私は本法の根柢をなすものが、何となく足りないような感じがするのであります。いわゆる教育基本

法の根本をなす、根柢をなすところの教育哲學ないしは形而上的な強い脈々とした要求といふものが、本法を通覽いたしまして缺けておる感があるものであります。いわゆる教育哲學ないしは形而上的な脈々とした指導原理といふものが、本法の根柢をなさなければならぬと思つておるのであります。これに對して大臣はどういうお考えをもつておるのであるか。終戦までは御承知のように事の是非は別といたしまして、とにかく日本に歴史及び教育勸諭によつて、一定の方向をもつておつたのでありますけれども、それに代る教育基本法という本法を見てもまして、比較検討いたしますときに、そこに強いものを感じない。これが私の質問の要旨であります。これに對します大臣の所信を承つてみたいのであります。

○高橋國務大臣 教育基本法におきましては、既に御承知のごとく、人格の完成をもつて教育本來の目的と定めておるのであります。わが國におきまして最も缺けておりますことは、個人の覺醒がなかつたといふにあつたところのであります。この點が國を誤らしめたところのものではなかつたかと考へておるのであります。これから先、文化的な平和國家を建設いたしますがために、どうしてもこの個人の尊嚴を認め、個人の價値を認めていかねければならぬといふのが、私どものもつております確信であります。これをまづ教育上の根本理念として取上げたのであります。迫力が足りない、乏しいといふような御意見に伺ひましたが、かつての教育勸諭のごとき莊重な言葉をもつて表現はせられておらぬかも知れ

ないものであります。この點を相當強く主張しておると考へるのであります。なほ道徳は時勢とともに變化するものでありますから、この基本法にうたわれておりますところのものも、永久の生命をもつものであるとは、われわれ考へないものであります。今日の思想混亂の際におきましては、しばらくの間は教育上の根本理念を表明したものといたしまして、その權威を維持することができると考へておるのであります。

○上山山委員 われ／＼といたしましても、言うまでもなくまじめな自由主義的な立場から考へまして、教育の目的が個性の完成であり、人格の完成でなければならぬといふことは、よくわかつてゐるし、主張してきておるのであります。が、先ほどから申し上げますように、本法の前文のうちに、なるほどここに一體の教育哲學とも言うべきものがありませんが、先ほど申し上げましたごとく、いづれにしてもこれは法律である、私はあくまでも法律は法律であると考えないのであります。この法律の根柢をなすいふゆる形而上的な強い要求といふものを、單に今大臣が言われるごとく、個性の完成であるといふような意味のみにとられることは、私は物足らなさを感ずるのであります。それはそれといたしまして、しからば教育基本法によつて、あるいはこれに關連する一連の文部當局が考へておられる法案によつて、混亂せるところの教育界に一つの方向を與へ得たものとして、大臣は安心しておられるかどうか。いわゆるこの法律を出したことによつて、あるいはこれに續いて出るといふ法案その

ものによつて、一應混亂せる日本の教育界に一つの方向を與えた。かういふように安心感をもつておられるか、その所信をお尋ねしてみたいのであります。

○高橋國務大臣　むろんこれによりまして直ちに安心いたすことはできないのでありますけれども、とにかく現在の教育界に一應の指針を與えることができると思つております。しかしながら實際におきましては、なおたゞいまお話のように、種々なる法案を出さなければならぬのであります。また文部省といつても、これに伴ひまして最大の努力をしなければならぬと思つておるのであります。

○上林山委員　ここで一言申し上げたいのは、大臣の本法ないし次に來る法律、ないし教育方針といふものに對する一應の所信を承つたのであります。が、先ほどから申し上げる通りに、本法はあくまでも法律である。役人の缺點といふものは、法律をつくつてそれを事務的に運用すれば、事の目的を達したかのごとき錯覺を起す習性をもつてゐるのが今までの役人であり、現在それを行つておる人々の中にも、多數をいふ人々を見受けるのであるが、教育本来の目的を考えれば考へるほど、一應こうしたような法律の整備によつて教育が完成したのではない。殊に混亂しておる今日の狀態においては、その感を強く私どもはもつてあります。この點はいわゆる文教の府にある文部當局としては、特に私は戒心していただかなければならぬと思はるのではありません。これに對する御答辭は要りません。

次に私お尋ねいたしたいのは、本法

の施行をして有終の美を收めるためには、教育する者も、教育される者も、ちろんのことではあります。一般の國民あるいは今申し上げましたごく政府も本法に一應の拘束をされる。あるいはまた今申し上げましたような心の用意によつてこれを活用して、有終の美をなさなければならぬのであります。特に私はこの際教育する者の立場、いわゆる教育者に對しまして、はたして現在の狀態において、本法の精神を十二分に活用し得る態勢にあるかどうか。あるいはそうせしめ得るいわゆる烈々たるところの指導方針といふか、あるいは協調といふか、そうした態度をば文部當局はもつておられるか、あるいはその自信があるかといふことを、今日の混亂せる教育者諸君の態度を眺めまして、私これを考へるのであります。具體的な例は後刻申し上げたいと思ひますが、この私の前提の考へに對する大臣の御答辭を要求したいのであります。

○高橋國務大臣　この法律をただ一片の死文たらしめせず、これを十分に活かしてまいりますためには、文部省當局といつたしましては、でき得る限りの努力をいたすつもりであります。これは、先ほど申し上げたところであり、また、一般の趨勢を見ますと、だんだんこういふ方針に向つて進んでおると考へますので、われ／＼最大の努力を拂ひますならば、必ずやこの精神を活かすことができると思つておる次第でございます。

○上林山委員　私はよほどの決心をもち、よほどの指導力をもち、よほどの協力的態度をもつて、教育者諸君にいわゆる文教の府が力強く働きかけてい

かなければ、本法の施行によつて、あるいは本法の説明によつて、あるいは本法によらなければならぬといふことを單に指示するものだけでは、今日の混亂せる教育界の大部分の者を、一定の方向に向つていくことはむずかしいかと考へるのであります。が、まず第一に教育者も人間である、人間であるから生活權の確保も當然やらなければならぬ。これはわれ／＼もひとしく認むるところであり、ひとしく支持するものであります。しかるに往々にして待遇改善に名をかりて政治運動、はなはだしきは教育界の混亂、あるいは日本の混亂をも希望するかのとき、態度をもつ一部共產主義的なしは極左翼的思想をもつた教員諸君が、今日國民學校あるいは中等學校、青年學校あるいは大學專門學校等に非常に多いのであります。私はもちろん自由な人格の尊重といふものは、思想が違つても、主義主張が違つても、根底にこれを認めなければなりません。戰場まで放擲していわゆる爭議あるいは闘争といふ方面のみに専念するといふ傾向は、教育擔當者としてその限度はどの邊になければならぬか。私は文部當局としては、その程度あるいは基準といふものを、ここに明確にする必要があると考へておるのであります。が、これに對して文部大臣はどういうお考えをもつておられるのであります。

○高橋國務大臣　教育者の生活改善のためには、文部省といつたしましては、少からざる努力を拂つてゐるのであります。が、今日の財政の狀態からいまして、十分な額を豫算に計上することのできなかつたことは、はなはだ遺憾であります。しかしながら今日も大藏當局といつて打合せをしておるのであります。單に教職員の生活改善のみならず、これらの諸君の教養のために、幾分の支出をいたすことができるようになる徴候を得ましたことを、はなはだ喜ばしく考へておる次第でございます。でき得る限り、これら諸君の生活を向上させますのみならず、また教養の點におきましても向上せしめまして、十分効果ある教育を子弟に施さしめたいと思つてゐるのであります。なおまた矯激な思想を抱いておる者が一部にあることも事實であります。否定したいところではあります。が、ただいまここに上程せられました教育基本法が通過を見ますならば、法律に定める學校といふものは、特定の政黨を支持し、あるいはこれに反對するところの政治教育、その他政治的活動をしてはならぬといふ規定が設けられておるのであります。むろん思想の自由は尊重いたすのであります。が、職場を利用して、ある一定の政黨を支持する。たとえば共產主義のごときものを支持するといふようなことがあつて、斷じてこれを許可することはできないと考へておるのであります。この點は強硬なる態度をもつて臨みたいと思つておるのであります。

○上林山委員　大臣の熱心なる方針を承つたのであります。が、お示しになつた第八條の政治教育に關する部分の「特定の政黨を支持し、又はこれに反對するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」といふ明文がある以上、もちろんさういふ方向に今後取締りをやつていかれることは當然のことではあります。が、しからば現在共

産黨の諸君が學校ないし兒童ないし父兄を通じて細胞組織をつくれ、かういふような指令を先般出しておるのであります。が、この指令に對して文部大臣は本法の通過と同時に、あるいは通過しない前にいかなる態度、方針をおとりになるおつもりであるか。私はこの點は明確にしておく必要があると考へますので、具體的に質してみたいのであります。

○高橋國務大臣　政府委員からこの點御説明申し上げさせたいと思つております。

○辻田政府委員　教員が特殊の地位を利用してしまつて、學校の兒童、生徒等を利用して選舉運動その他政治活動をする。これは、大體禁止されることになるだらうと思つております。殊に現在議會に上程されております選舉法の改正によりまして、この點は、はつきりとしてくるだらうと思ひます。従つて一部の政黨のために、あるいは主義のために教員がその地位を利用いたしまして特別の選舉運動をするといふことになりまして、その規定に牴觸するといふようなことになると思つております。

○上林山委員　本法第八條の二項及び選舉法改正の立場からいふところの政府の見解はわかりましたが、今申し上げますごとく、單にそれが主義、主張の要求のために、學校や兒童の團體に政治グループをつくらせる、一つの組織をつくらせるといふようなことは、どういふふうな文部當局としては考へてゐるのかあるか。あるいは最近共產黨の指令が出て、各教員組合ないしは各學校にさういふ印刷物が配られてお

當局は御検討になったことがあるかどうか、この點をお伺いいたしておきたいのであります。

○辻田政府委員 お答えいたしますが法律に定める學校におきまして、特に特定の政黨を支持し、またはこれに反對するための政治教育、政治活動をしてはいけないということでございますが、これは法律に定める學校におきまして、たゞいま上林山委員からお話がありましたように、政治教育その他政治活動というふうなことにそれがなつてまいりました場合には、してはならない、禁止されるということになります。

○上林山委員 現在出ております共產黨の指令を知つておられますか。

○剣木政府委員 お答えいたします。共產黨が指令を出したと稱しまする寫しにつきましては、もちろん存じているのでございますが、學校の方からこういうたものが學校に來ているという正式な報告は、まだ一回も受けておりませんので、その點が確實に私の方で共產黨の方から學校に出したかどうか、そこるところまではまだ突止めておらぬのであります。

○上林山委員 そういふようなことは、學校當局のいわゆる報告のみによつて、文部當局は仕事をやつていかれる方針であるのか。あるいは積極的にそういうことをはつきりと知つたならば、それ／＼組織、それ／＼の方針によつて、これを取締られるお考えであるか。なぜか申し上げるかというのと、先ほど申し上げたように一片のこゝろは單なる法律である。これを積極的に活用しなければ何にもならぬのだと

いう點が、第一そこにあるのであり、先ほど申し上げましたとき、職場を離れても、教育という職場を放棄して待つて改善は當然なことではあります。が、そのために教育を放棄するやうな状態にある。もつと明らかに言ふならば、共產主義者があらゆる學校にもはいつてゐる。そういう状態のときに、公平にして迅速なる解決をするためには、今の文部當局の御答辯では、われ／＼は非常な心細さを感じるのではありません。これに對して、もう少しはつきりとした御意見を伺つてみたい。現に活動を開始してゐる。われ／＼の所にそういう印刷物を届けに來てゐる。そういう状態にあるのであるからもう少し役人、あるいは事務的というやうな考えを清算されて、もう少し積極的な、しかも迅速なと言つて、これは無理なこともありませんが、そうして公平な方法によつて、何とか考えていたと考へまするので、もう一度これに對する御答辯を要求したいのであります。

○高橋國務大臣 思想の自由を侵さなことを第一に考へなければならぬのであります。が、他方におきまして、ただいま申し上げましたように、職場を利用して自己の支持する政黨のために運動をするというやうなものがあつた場合には、殊にこの法律の施行せられた後においては、斷固たる態度をもつてこれに臨みたいと考へておるのであります。所信を申し述べたのであります。

○上林山委員 その問題はその程度にいたしておきますが、さらに私お尋ねたいのは、國旗に對する教育

的態度と申しまするか、國旗に對してどういふやうな考へをもち、どういふやうな取扱いを、今後文部當局としてはやつていく方針であるか。もちろんこれは連合國との關係のある點もありましよう。しかしいづれの國家といへども、いかなる民主的國家といへども、國旗を大事にし、國旗を尊敬せざる民族は世界中になど私は考へておりません。しかるに最近においては、學校自體で掲揚していいやうな場合には、これを掲揚せざる憾みが強い。私もこれでは平和的な、文化的な、しかも民族の上に立脚した、そういうやうな平和文化というものを考へますときに、私は心ざびしさを感じておるものであります。國旗は赤旗でもなければ白旗でもありません。言うまでもなく赤色テロリストでもなければ、白色テロでもない。自然の姿における、調和をはかつた立派な國のしるしであり、われ／＼國民の民族の尊敬するに足る立派な國旗である。私は考へておるのであります。が、これに對する文部當局の學校方面に對する態度というものが、私はあまりに遠慮がちであるので、ないかというふうにお考へるのであるが、これに對してどういふお考へをもつておられるか、この點をお伺いしたいのであります。

○剣木政府委員 お答え申し上げます。國旗に對しますお尋ねは、まことにわれ／＼といたしましても御同感にたえない點でございます。しかし日本がポツダム宣言を受諾いたしましたして、無條件降服いたしました現在におきましては、日本内地におきまして國旗を掲揚いたしますのは、わずかに連合軍最高司令部の許可があつた具體的な場合

にのみ限るのでございます。それ以外のときにおいて國旗を掲揚いたしますことは、それ自體が占領目的に違反する現状でございます。事實におきましても、學校におきまして、許可なくして國旗を掲揚しておつた場合に、直接司令部の方から摘發された事實もございまして、はなはだわれ／＼としては残念でございます。講和條約が成立いたしましたして、公然と國旗を掲揚すること、自主的に國旗を掲揚することである。現在の状況におきましては、いかんともいたし方がない點だと思ひます。ただ國旗の掲揚を許されたにもかかわりませず、そういう日にあたりまして、學校におきまして國旗を掲揚いたさないというやうな事實がある。とすれば、はなはだ遺憾な點でございます。まして、できるだけ今後とも十分注意いたしまして、そういうことのないやうにいたしたいと考へます。

○上林山委員 先ほど申し上げましたように、連合軍の制約を受けておることも、私よく承知しておりますが、掲揚していいやうな場合に掲揚していいばかりでなく、場合によつては、めんど／＼でも、もう少し掲揚できるやうな機會を與えるくらいの方針を、もちろん平和的な建設に對するところの責任と情熱を國民はもつておる。このことは連合軍といへども説明のいかにによつて、われ／＼の態度のいかにによつて、これを諒解してくるものと私共は考へるのであります。から、この點も私は注文をいたしておきますが、ただここに許しがたい點は、掲揚していい日に掲揚しないばかりでなく、ある國民學校の教員の中に、國民學校の生徒

が、先生この國旗に墨を塗つていいのであります。か。こういうことを言つたときに、この共產主義的な女教員はこれに對しまして、塗つてもよろしい。こゝろで、相當その地方の問題になつて、いまだ、これに對して縣當局あるいは文部當局は、知つておるのかどうかかわりませんが、これに對する處置が講ぜられなければなりでなく、その真相の調査ですらも不十分である。私共文部當局の一般の方針はわかりませんが、こゝろの事實があり、あるいはこゝろのこゝろではないが、往々にして國旗を輕視する傾向が教育界にあるのではないかと、この邊に心配するものであります。が、この邊に對する文教當局のお考へはどうであるか。あるいはこの問題に對して真相を調査する熱意をもつておられるか。具體的には非公式に實例をお示ししてもいいのであるが、この點に對するお考へを承つておきたいのであります。

○剣木政府委員 その事實については、まことに遺憾な點であります。が、文部省としては、今私共初めて承つたのでござい。その真相につきまじてはできるだけ速やかに調査いたしたいと思ひます。ただ一言申し上げたいと思ひます。これは、今までの文部省のあり方と申しますのは、やはり相當統一に、中央集權的に行つてきたのでござい。すけれども、この教育基本法を通じての基本的な精神といたしましては、文部省が上から強制的に教育を統轄し、支配していくというこゝろは極力避けまして、教育は國民全般の教育であるという點から、地方に對するい／＼の干渉とか取締りとかい

文部省の態度は、できるだけ捨てていきたいという氣持でございまして、今申しましたような事件が起りましたときは、これはこの村の教育である、その村の住民全體の教育として、村の輿論がそういう不當なる行爲を認めないという態度にまで、國民全體の考え方が進展してまいりますことが、教育基本法の一つのねらいであると存じます。また文部省のこれからの方き方でもあると考えるのであります。いろいろなことを調査いたしまして、非違行爲があれば、どん／＼處罰したりやめさせていくというふうな、少くとも高壓的な態度は、できるだけ今後の文部省のあり方といたしましては、むしろ避けたいというふうに考えております。

○上林山委員 文字通り官僚的な強壓的な態度によつて、そういうような違反者に對するところの摘發をやるといふようなことは慎まなければならぬと、私も考えるのであります。ただ輿論の起つて來ることをまつてのみかかる具體的な事件が起つても、文部當局としてこれを放擲しておくといふような弱々しい考えをもたしめるといふことは、私は大局的な見地から考えて、自然な調和を急速に速度的にはやらなければならぬという點などから考えてどうであらうか、こういうふうに思うのであります。あくまでも今言われたように、遺憾なことであるが、そういうことは村の輿論が起つてくるのをまつて解決するとか、あるいは村自體の解決に任すとかいう程度で、そういう具體的な行き過ぎた問題に對しても、今後もとられる方針であるか。何らかそこにもつと平和的な意味におい

て、あるいは恩威並び行われるような立場から調和をはかる方法はないものであるか。またははからなければならぬとわれ／＼は考えるのであるが、一つこれは大事な問題でありますので、伺つておきたいのであります。この事件に關する限りでない、いわゆるこれは廣汎なすべての問題に關係してゐるのである。どうもつじつまの合わないような考えがするので、質しておきたいのであります。

○鈴木政府委員 教育というものは、私が申すまでもございせんが、やはりあくまで教育的な見地から行つていくべき問題でございまして、取締りとか摘發とかいふような高壓的な手段でなく、心の中から従つてくるような方向にもつていく必要があると考へますので、やはりい／＼／＼な非違行爲があらましても、できるだけ教育者自體が眞に基本法の精神に則つてそれを悟つて、みずからそれに従つていくといふような態度になつてまいりますように努めていきたいと考へます。

○上林山委員 答辭には満足いたしませんけれども、この點はこれ以上追究をいたしません。次に質問を申し上げたいことは、本法をながめてみまして、私は精神的な面はある程度羅列してあるように考へます。また一面義務教育に非常に重點をおいた點も、よく考へられるのであります。よく検討してみますと、第三條にありますが、に「すべて國民は、ひとしく、その能力に應ずる教育を受ける機會を與えられなければならないものであつて」といふような點、順序を混同いたしまするが第二條に「教育の目的は、あらゆる機會に、あらゆる場所において實

現されなければならない。」といふようなことが見られるのであります。いわゆる教育の方針と教育の機會均等といふことがここにうたわれておるのであります。今申し上げますごとく、精神的な面と義務教育に對する面は、相當これによつて盡されておるよゝうに思ひますけれども、如何せん最も大事な教育でなければなりません。この、日本が平和的に、殊に經濟的に立ち上らなければならぬ日本といつたしまして、職業教育ないしは生産教育、あるいは科學教育といふようなことが、ここに取上げられていないといふことは、私は遺憾に思ふものであります。基本法であればあるほど、私はそれを考へるのである。法案を見てみますと、社會教育、政治教育、宗教教育、こゝろに取上げられていない。これは取上げられておる。けれども、今申し上げますごとく職業教育、殊に生産科學、こゝろに取上げられていない。往々にしてこれは文教の府に物足りなさを感じるの、この方面の教育が、過去においても日本においてはあまり充實していません。殊に今後は先ほど申し上げますごとく、平和的に經濟的に日本が立ち上らなければならぬ。この際にこの一項が脱けておるといふことは、私は遺憾に考へるが、これはいかなる理由によるか、これをカバーする方策として、いかなるものをもつておられるか、この點を承つておきたいのであります。

○辻田政府委員 お答え申し上げます。ただいまの御意見は、まことに御もつとも存するのであります。この教育基本法におきましては、いろいろ重要な教育を全部網羅するといふことはできませんので、その骨子となるものを特に摘出したいたしました。と、もう一つは憲法に關係してある事項につきましまして、特に、科學教育、生産教育、職業教育といふものの項目を出さなかつたのであります。しかしこの第一條教育の目的の中に「眞理と正義を愛し」といふようなことは、これはもちろん科學的な方面から見る眞理といふことを包含されておるのであります。われ／＼といつたしましては、この第一條の目的の中に、科學教育の必要であることも十分含まれておると存じておるのであります。それからなお生産教育、職業教育につきましては、これはやはり非常に重要な事柄であります。われ／＼といつたしましては、第一條の「勤勞と責任を重んじ」と、教育の目的の重要な要素の中に「勤勞」といふことを入れて、こゝから生産教育、あるいは職業教育といふものを導き出していきたいといふふうに考へておるのであります。

○上林山委員 解釋としてはいろいろ／＼解釋もつきまします。しかしながら先ほど申し上げますごとく、これは日本の大問題であります。しかも教育憲章ともいふべき基本法に、そういう大きな問題を取扱わなかつたところに、私は文部當局のこの方面に關する過去の習慣が、今日なお残存しておるんだ。こゝろに考へるもので、この點は遺憾であります。別途にこれらの方面に對する具體的な積極的な御方針を今後おとりにすることを希望いたしまして、この問題はこれ以上追究申し上げませんが、この際特に私質して

おきたいことは、勞働基準法を見てみましても保障をされていらないのであります。殊に勤勞者青少年諸君の教育に對する機會均等が十分に與えられていない。勞働基準法をながめてみても、その面が保障されていないかのごとく私見をけるのである。この教育基本法によつて、勤勞青少年諸君にいわゆる教育の機會均等を與えられてゐるやうな何らかの處置を、文部當局としては考へておるかどうか。私も働かざるがら自己の人格の完成と技術の錬磨を期して、そうして日本の平和的建設に立ち上らんとしているこれらの青少年諸君に對する文部當局の考へ方が、まだ徹底をしていない。もちろん、一方、英才教育といふか、あるいは貧困にして學費のない諸君に對するいわゆる教育の助成といふか、本年は相當こゝろの方面にも豫算を組んでゐることは、私も諒としますのでありますけれども、この基本法の中に、勤勞青少年諸君に對する、働かざるがら勉強できる機會を與えてやるといふやうな簡條が見當らないことを、こゝろに物さびしく私は考へるのであります。何によつてこれを補わんとせらるるのであるか、その方針をお尋ねいたしておきたいのであります。

○高橋國務大臣 この點は基本法中においては特に條項を設けなかつたのであります。が、やがて提出せらるべき他の法案におきましては、十分考慮いたしておるつもりでございまして、働かざるがら學ぶ者ためには義務教育を了しました後において、高等學校に進む便宜を與えたいと考へまして、高等學校にはいわゆる定日制、パート・タイ

ム、夜學を設けることにいたしており
ますし、なお通信教授その他によりま
して、向學の一念に燃える貧困な學生
のために、できるだけ限りの努力をいた
したいと考えておるのでございます。
なお先ほどもお話のありましたよう
に、育英會の事業を相當擴張をいたし
まして、この方面において良好なる結
果をあげたいと期しておるのでござい
ます。

○上林山委員 私はこれで打切りま
す。

○江川委員長 永井勝次郎君。

○永井委員 本論にはいります前に、
一應お尋ねいたしておきたいと思うの
であります。本日ここに提案されてお
りますものは教育基本法だけでありま
すが、この教育基本法だけをもちてし
ては、今後における教育の方向という
ものを明確につかむことはできないの
であります。それでこれとともに、あ
るいは學校教育法、あるいは教育行政
法、そういった諸般の問題が具體的に
この基本法に基いて出てくる。具體的
な法案と並んで、そうしてその全貌を
把握するのでなければ、教育全般に對
する方向を明確につかむことはできな
いのであります。これに基く諸般の
教育法案は、いつお出しになる考えで
あるか。またそれをどういう取扱いに
おいてなされる考えであるか、これを
承つておきたいと思ひます。

○高橋國務大臣 ただいまお話の學校
教育法は、既に樞密院に御諮詢に相な
りまして、小委員會を一昨日通過いた
しましたので、明日は樞密院の本會議
にかけられることと思ひます。近く本
會議に上程せられる運びに相なると存
じます。なお第二にお話の地方教育行

政法、これも文部省の案は既に成つて
おるのでございますが、關係各方面
との折衝などもございまして、未だこ
れを上程する運びに至つておらぬので
あります。文部省といたしましては、
は、できるだけ早くこれを上程いた
したいと考えておるのでございます。

○永井委員 そうしますと、これに基
く教育諸法案は、今議會に全部お出し
になる考えでありますか、伺ひます。

○高橋國務大臣 全部とは参りませ
んのであります。ただいま申し上げ
ましたものごときは、ぜひ出したい
と考えておるのであります。殊に學校
教育法はぜひとも法律の形でもつてこ
れを施行したいと考えておるのであり
ますが、御承知の六・三案のごときも
のは、ぜひともこの四月一日から實施
いたしたいと考えておるのでございま
す。

○永井委員 これらの法案は教育審議
會にかけまして、相當慎重審議せられ
た原案であることは、これを認めるの
であります。また議會といたしまし
ても、かくのごとき大きな、重大な教
育の一つの轉換を規定する法案につ
きましては、十分に審議する機會をもち
たい、もたなければ、匆忙の間にこ
ういふものを決定することはできないと
思ふのであります。相當な時間があ
り、相當な研究の機會が與えられて、
そうして今後日本の指向すべき民主
革命の、民主主義國家の基盤となるべ
き、その根本となるべきこれらの問題
の審議の機會を、われ／＼は十分に與
えられなければならないのであります
が、この教育基本法にしましても、明
日の午前中にこれをあげてしまわなけ
ればならないというように、時間的に

差迫つた條件のもとに審議が要求され
ております。さらに今樞密院に審議さ
れ、またまだその運びにさへ運んでい
ないという法案が、これからこの短い
議會に提案されて、そうしてわれ／＼
にこれをうのみにするような條件のも
とにおいて要求せられるというこ
とは、われ／＼議會といたしましては、
非常に重大な問題であると考えておる
のであります。これらに對して文部
當局はどのようにお考えになつておら
れるのであるか。そうしてこれらの法
案に對する取扱いに對して、今後もし
この議會において十分な審議の機會が
ないとしたしますならば、これは臨時
的な措置として、さらに後刻新しい議
會において十分にこれらの問題につ
いて検討する機會をもたせようとするお
考えでもあるのかどうか、その點を一
應承つておきたいと思ひます。

○高橋國務大臣 この短い議會にこれ
を提出いたしましたことは、まことに
遺憾であります。實はかように短い議
會とは、われ／＼最初においては考え
なかつたのであります。しかしなが
ら、與えられた期日は短いのでありま
すが、その間に十分慎重な御審議を
願ひまして、日本は新しき民主主義國
家、平和國家の建設のために雄々しく
立ち上つておる、最善の努力を拂つて
おるといふことを、世界に知らしめな
ければならぬと考えており、念願いた
しておる次第でございます。

○永井委員 念願とか希求するところ
と、實際とは、非常に食い違ひがあり
まして、われ／＼非常に匆忙の間に
くのごとき重要な問題を審議しなけれ
ばならぬといふことを、はなはだ遺憾
とするものであります。

第一にお尋ねいたしたいことは、
第一條の教育の目的についてであり
ますが、ここには「教育は、人格の
完成をめざし」とありまして、そう
してその人格の完成を充たすその内
容、どういふものかといふことが「平
和的な國家及び社會の形成者とし
て、眞理と正義を愛し、個人の價値」
云々とずつと書いてあるわけでありま
すが、人格の完成の内容としての説明
に、「眞理と正義を愛し」といふこと
をばつんとここに一つ出してきてお
る。この文化理念の一部だけをここに
つまみ出してきて、特に強調しておる
といふことは、これは特殊な意味があ
るか。また文化理念一般に對するそ
の他の眞、善、美、正といふようなも
のの内容は、どういふような取扱いに
おいてこの中に含ましめていこうとす
るお考えであるのかその點をお伺いし
たいと思ひます。

○辻田政府委員 お答えいたします。
第一條の教育の目的は、人格の完成を
めざすといふことであります。人格の
完成といふことは、當然眞、善、美を
兼ね具えた人格の完成といふことを考
へるのであります。しかし今日にお
いて特に強調し、從來の缺陷等からみま
して、矯正すべき重要な點が多々あり
ます。その中から最も重要と考えられ
ます點をあとに引出してあるものであ
りまして「眞理と正義を愛し」といふこ
とは、從來やともすると、こゝろい
ふ點について遺憾な點が多かつたのでは
ないかといふことから、特にこれを強
調しておる次第であります。

○永井委員 條文の體裁としても、ま
た教育の目的といふような大きな分野
から考えましても、このような取扱い

は、何となく鬼の褌をばつんと並
べてあるような感じで、非常に内容が
粗雑であるといふような感じを受ける
わけでありまして。さらに「勤勞と責任
を重んじ」とありまして、非常に個人
的な人格の完成といふ點に重點をおい
てあるが、今後の日本は從來最も缺
けておつた國際的な協調、國際的な廣
さにおける人格の完成といふような廣
さをもつた人格の陶冶が、最も重要な
點ではないかとわれ／＼は考へるのであ
ります。審議會においては、承るこ
ろによりまして、最初勤勞とか協和と
かいふふうに答申してあつたのであり
ますが、その協和といふことは、もち
ろん國際的な廣さにおける基礎をも
つのでありますから、大變結構なこ
とだと思つていたのであります。が、そ
の協和が責任といふ個人的な人格の方
向に小さく切替へられたといふこと
は、そこにはどういふ意味があるのか、
この勤勞と協和といふ廣い人格の完成
の立場が責任といふような小さな分野
に狭められたといふことに對して、特
殊な意味があるならば、この場
合承つておきたいと思ひます。

○辻田政府委員 お答えいたします。
今お話がありました通り、教育刷新委
員會におきましては、勤勞と協和を重
んずるといふことになつておりました
のを、勤勞と責任を重んずるといふよ
うに直したのであります。これは協和
といふことについて、適當でないから
といふわけではありませんが、現在の
情勢におきまして、勤勞を重んずると
いふことと、また一方に責任を重んず
る、この責任といふのは、單なる責任
といふことではなくて、責任を重んじ
て仕事をやつていこうといふことは

は、何となく鬼の褌をばつんと並
べてあるような感じで、非常に内容が
粗雑であるといふような感じを受ける
わけでありまして。さらに「勤勞と責任
を重んじ」とありまして、非常に個人
的な人格の完成といふ點に重點をおい
てあるが、今後の日本は從來最も缺
けておつた國際的な協調、國際的な廣
さにおける人格の完成といふような廣
さをもつた人格の陶冶が、最も重要な
點ではないかとわれ／＼は考へるのであ
ります。審議會においては、承るこ
ろによりまして、最初勤勞とか協和と
かいふふうに答申してあつたのであり
ますが、その協和といふことは、もち
ろん國際的な廣さにおける基礎をも
つのでありますから、大變結構なこ
とだと思つていたのであります。が、そ
の協和が責任といふ個人的な人格の方
向に小さく切替へられたといふこと
は、そこにはどういふ意味があるのか、
この勤勞と協和といふ廣い人格の完成
の立場が責任といふような小さな分野
に狭められたといふことに對して、特
殊な意味があるならば、この場
合承つておきたいと思ひます。

今お話がありました通り、教育刷新委
員會におきましては、勤勞と協和を重
んずるといふことになつておりました
のを、勤勞と責任を重んずるといふよ
うに直したのであります。これは協和
といふことについて、適當でないから
といふわけではありませんが、現在の
情勢におきまして、勤勞を重んずると
いふことと、また一方に責任を重んず
る、この責任といふのは、單なる責任
といふことではなくて、責任を重んじ
て仕事をやつていこうといふことは

非常に重要なことであります。また
關連性も非常にありますので、勤勞と
責任を重んずるといふように直したの
であります。しかしただいまお話のよ
うに協和、平和ということにつきま
しては、また非常に大切なことであり
ます。そこで「平和的な國家及び社會の
形成者として」という字句を特に存置
しまして、この「平和的な」ということ
は、社會の方にかかりまして、社會
はこれに單なる小さな社會といふので
はありませんで、國際社會ももちろん
包含するのであります。なお前文にお
きまして、非常に狭い國民を育ててい
くということではありませんで、第二
項のところで「普遍的にしてしかも個
性ゆたかな文化の創造をめざす」ため
というふうにならうとして、普遍的に
して、世界的、一般的な、協和的に廣
い視野のもとに文化を進め、創造して
いくということをやつたのでありま
す。

○永井委員、御承知の通りに憲法の第
二十七條には「すべて國民は、勤勞の
權利を有し、義務を負ふ。」この明確
に規定されておるのであります。この
勤勞の權利と義務といふものは、憲法
において明確に規定されておるのであ
つて、ここに特につまみ出して協和を
責任とすりかえるといふほどに、この
責任といふものと協和といふものと
字句の内容について、當局がこういふ
ような取扱ひをしたといふことにつ
いては、今の御答辯以外に大きな一つ
の社會情勢に對する考え方がこの中
に潜んでおるのではないかと、これを
われ／＼は心配するわけでありま
す。この責任といふものに對して特
に、たとえばストであるとか、勞働組
合であるとか、あるいは自主的の組合の起
り、そういう行動といふものに對し
て、何らかの制約するような、これを排
撃するような思想を潜在せしめたとい
ふの内容をもつものではないかといふ
ことを、われ／＼は考えるのであり
ます。これに對して明確な御答辯を煩
わしたいと存じます。

○辻田政府委員、協和という文字を除
きましたのは、最初申し上げたような
理由であります。これは平和的な國
家の形成者としての大目的があるの
であります。そこに十分協和という精
神が盛り込まれておると感じておる
のであります。なお協和を責任と直した
といふことにつきましては、これはた
だいまお話がありましたような、勞働組
合の發達についてどうこうというよう
な考えは、全然ございません。その點
はつきりいたしておきます。

○永井委員、次は第二條に移ります。
教育の方針は「教育の目的は、あらゆる
機會に、あらゆる場所において實現さ
れなければならない。」これだけでこ
の條文といふものは全部言ひ盡して
おるのである。そのあと「この目的を
達成するためには、學問の自由を尊重
し、實際生活に即し一云々とすつとあ
ることは、これは教育の目的の所に入
れるべきものであり、目的の項におい
て十分盡されておるのであつて、これ
は蛇足であると思つておられますが、
これに對するお考えを承りたい。

○辻田政府委員、お答えいたします。
第二條は、第一條にあります教育の目
的を完全に達するために、どういふ
うな方針で教育が行われなければならない
かといふことについて述べた事項で
ございまして、最初に「教育の目的は、
あらゆる機會に、あらゆる場所におい
て實現されなければならない。」と申し
ますのは、これは言わば形式的の面か
らこれらの目的を達することについて
の方針でありまして、この目的を達す
るためには——この目的と申しますの
はこれは教育の目的であります。教育
の目的という意味でありまして、教育
の目的を達成するためには、以下これ
は内容と申しますが、實際的の方面か
ら教育の方針を述べたのであります。
従つて實際児童、生徒、學生を教育す
る場合に、それ／＼の學校の程度等に
よりまして、學問の自由を尊重するとい
う點に重點を置く場合にも、また實
際生活に即するといふ點に重點をおく
場合にもそれ／＼あつておると思ひま
す。また「自發的精神を養ふ」とい
ふことにつきまして、生徒、児童、學
生が、上から與えられる、上から授け
られるといふことだけでなしに、生徒
自身の自發的な精神から、教育を受け
る、學問を學ぶといふような態度を養
成したいという意味で、内容的な實質
的な方面から後段の方については述べ
たのであります。

○永井委員、次は第三條の教育の機會
均等についてであります。大變これは
結構なことでありまして、教育の機會
均等についてここに掲げたような條文
を書くことが、これが重要なものでは
なくして、この教育の機會均等をいかに
實行するか、この教育の機會均等に裏
づけになるべき財政的基礎、あるいは
經濟的な基礎、こういうものがここに
掲げられた條文のような教育の機會均
等を、ほんとに實行できるかどうか
といふことを分岐する重要な點であり
ます。單に文章をここに書いただけで
あります。この教育の機會均等を眞
に實現するための財政的な基礎につ
いて、當局はいかに考へておるか。こ
れをいかに具體的に、眞にここに掲げた
内容を實行する確信と用意があるのか
どうか。用意があるとするならば、そ
の内容に關しまして、具體的な御説明
を煩わしたいと思います。

○辻田政府委員、お答えいたします。
この第三條は、第一項の前提におきま
しては、教育の機會均等の本質を述
べ、次に人種、信條、性別以下は、こ
れは教育を實施する上におきまして、
こゝにいふ事項によつて差別をされ
てはならないといふことをうたつたも
のであります。入學の際、あるいは入
學の後の教育實施にあつての問題
を、すべてここに包含しておるつもり
であります。次に第二項におきまし
て、特に能力があるにもかかわらず、
經濟的理由によつて修學困難な者に對
しましては、奨學の方法を國及び地方
公共團體において講じなければなら
ないものであります。これにつきましては
現在も行われておりますが、一層義務
教育におきましては修學奨勵といふこ
との方面に力を盡したい。また義務教
育以外の教育におきましては、育英事
業を擴充いたしまして、その徹底を期
するようにならうと思つておるもので
あります。また育英事業の擴充につ
きまして申しますと、既に昭和二十一年
度におきまして前年度の約五倍に當
る千七百五十一萬圓の事業費を出して
おりましたが、ただいま議會に御審議を
煩わしております昭和二十二年
度におきましては、さらに本年度の五・四
倍に當る九千六百萬圓の事業費を計上
いたしております。またこれによりまし
て奨學を受ける者は昭和二十一年の十
一月末現在におきましては一萬八千九
十八名に上つたのであります。二十
二年度におきましては現在の約六倍と
いふふうになります。すなわち人數で
申しますと十萬七千五百五十名といふ
ような計算になつておる。この方
法を擴充して第三條第二項の精神を貫
いていきたいと存じている次第であり
ます。

○永井委員、この倍數の計算からだけ
考えますと、非常な財政的な膨脹、あ
るいはここにウェイトを非常に置いて
いるといふようにも考えられますが、
從來わが國では、ほとんど教育の機會
均等といふようなことに重點をおい
て、教育といふものを考えなかつた。
ただ、ほんとに貧窮者で困つてい
る者にだけ、救濟的な意味においてこれ
を扱つていたといふ實情であります。
教育の機會均等を眞に國家なり地方公
共團體が實行するといふことになれ
ば、相當從來の考え方とは違つた立場
において、積極的な助長政策をこれに
傾けなければならぬわけでありま
す。殊に敗戦後におけるわが國内の經
濟事情といふものは、非常に困窮な狀
態にありまして、失業者の計算だけで
も一千萬を下らないであらうと豫想さ
れていふような状態でありまして、こ
ういふ、食つていくにさへ事欠くやうな
人たちが、非常な數にのび、非常な
早さにおいて擴大されていくときに、
眞にこれらの人たちの子弟を教育する
機會の均等を與えるといふためには、
政府は思ひ切つた政策をとるのになけ
れば、これは必然に盡に描いた餅に終
つてしまふのであります。教育に積極

的に投資する金というものは、やがてあるいは救済事業として、あるいは不良児なり、あるいは感化院の方の豫算として、あるいは刑罰の面におけるいろいろの経費として拂う。そうした教育の機会を與えられないで轉落していく國民の將來のことを考えるならば、それを双葉のうちにつまみとつて、それらの人を國家の有用な材として活用するための投資としての豫算ならば、思い切つてやらなければなりません。が、國全體のパーセンテージから見ても、教育に對する考え方というものはほとんど考えられていない。殊に第九十議會の豫算總會における大藏大臣の教育に對する考え方というものは、今日の日本は教育のことなど考へていゝる餘裕などないのだというやうなことを答辯いたしまして、これは失言であるといふので、いや／＼ながら取消しはいたしましたが、これは大藏大臣の本音を吐いたのでありまして、取消ししたのほ單に對外的な、あるいはこの抗議に對する取消しであつて、本音はそこにあるのでありますから、國の豫算においても問題にならないほど教育といふものは虐待されてゐるのであります。この教育の機會均等といふことを空文に終らしめないためには、政府、殊に文部當局はこれを主管する官廳といたしまして、特にこの點を重視しなければならぬ。それで文部當局の査定では、眞に能力をもちながら經濟的事情によつて就學の機會を與えられない者の大體の數字、あるいはこれに要する諸經費といふものを、どのくらいの見當に見てゐるのか、承つておきたいと思ひます。

○辻田政府委員 ただいまお尋ねの計

數につきましては、これは後刻お答えすることにいたします。ただいまお話のありましたように、教育の機會均等につきましては、文部省としても最も大切に考へておりまして、従つてこの教育の方針の次に第三條に特に揭示した次第でございます。これは今後とも十分にその線に沿うていきたいと思つております。

○永井委員 どうか單に教育の機會均等についてのサンプルがあるというだけではなしに、それが實際に運営されるところの機關であるように、十分に御努力を願ひたいと存じます。

次は第四條であります。ここに「國民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負ふ」といふ書いてあるのでありますが、この「國民」といふのは、私は「國家」の間違いではないかと思ふ。國家はその保護する子女に九年の義務教育を受けしめる義務がある。「義務」といふことで結ぶならば、「國家は」といふければならぬし、上の方を「國民」といたしますならば、下の方は「九年の普通教育を受ける権利がある」といふしなければならぬのではないか。國民が義務を負ふといふやうなことはおかしいのではないか。こう思ふのであります。それが第一點であります。それから第二項の「國又は地方公共團體の設置する學校における義務教育については、授業料は、これを徴收しない。」といふ書いてありますが、御承知のように憲法の第二十六條には「ひとしく教育を受ける権利を有する。」とあり「義務教育は、これを無償とする。」といふ明確に規定してあるのがあります。無償で一切義務教育をやる

のだということが、憲法に規定してあるにもかかわらず、ここには單に義務教育については、授業料は徴收しないのだといふ、非常に消極的な、内氣な、遠慮がちなことを書いてあるのではありませんか、こんなことを書かないでもつと積極的に、義務教育は一切無償でやるのだといふことが書けないものか、伺ひたいのであります。

○辻田政府委員 お答えをいたします。第一の點でございますが、これは御指摘の通り新憲法二十六條を受けて、憲法の内容を裏づけてそれ／＼の國民の立場から書いたわけでありまして、國民の立場から權利があると同時に、また九年の普通教育を受ける義務教育を負ふといふふにしたのであります。第二項におきまして、憲法第二十六條第二項に「義務教育は、これを無償とする。」とあります。「無償」を授業料に限つた理由であります。これは各國の立法等も十分研究いたしました。が、わが國の財政上の都合、その他を考慮いたしまして、今日においては授業料を徴收しないことを、憲法の「無償とする」といふ内容にいたしたいといふことにいたしました。ここにそれらを明らかにした次第でございます。なお國によりましては、一部分教科書とか、あるいは學用品とかその他のものを給與するとか、支出するとかいふふな所もありますが、それについてはわが國の現在の事情として、授業料を徴收しないといふところあたりにおいて、將來また國力が回復するに從つて適當なる方法を講ずればよいのではないか、かように考えております。なお國家が地方公共團體におきまして普通教育を受けさせる義

務を國民に負わせする以上、これに對しまして適當なる施設を設け、その義務を完全に果すことができませんやうな措置をとることは、當然でございます。

○永井委員 次は義務教育の普通教育の九年といふことですが、今までの教育制度のもとにおきまして、國民學校を卒り、あるいは高等小學を卒つた者は、青年學校において十八歳までこれを義務制としていたものであります。が、今度の改正によると、普通教育九年だけが義務教育である。そうすると年齢の上から申しますと、義務教育年限といふものは、新しい制度においてはかえつて低下である。逆轉である後退であるといふことが言えると思ふのであります。それから醫學的、あるいは生理的ないろ／＼な實驗的報告に基きまして、あるいは學校教育における體育的あるいは心理的ないろ／＼な方面における實驗におきまして、少年期から青年期に體質の變換する年齢といふものは大體十七歳である。従つて義務教育といふものを押えていくならば、この心身の成長の少年期の期間である十六歳といふところに線を置いて、それ／＼十六歳まではこれを義務教育の制度にするといふことが必要である。それ以上になりますと、まだ心身が少年期にある者が、青年期にある者と一緒に寄宿舎にいたりとか、いろ／＼な學業あるいは日常生活の行動を共にするといふやうなときに非常なギャップができてくるのではないかと思ふのであります。それでさらにこれを九年という義務制度を一步進めまして、義務教育を十年として、そして心身ともに少年期であ

る十六歳の期間を擲えて義務教育にするといふやうな、十六歳と十七歳の間に線を引くといふお考えはないかどうか、これを伺ひたいと思ひます。

○鈴木政府委員 義務教育は何年を適當とするかといふことにつきまして、は、生理的、もしくは心理的な研究をもちまして、一定の年齢期を劃して、ある理想をもつといふことは、もちろん必要なことであると思ひますが、一面義務教育の年限を定めます場合におきましては、わが國現在の國力の状態と併せて考へなければならぬと考えられます。今般義務教育を九年に定めましたことは、刷新委員會におきまして、相當専門的な意見も聴きになつて、随分論議された上に一應決定されたことだと思ひますが、これも醫學的もしくは生理的には、なおもちろん論議の餘地があることだと思ひます。しかし一應この程度までをもちまして、現在の國力の状態からして、義務教育を九年といたしますことを、適當であると判斷されたのであらうと考えます。それによつて今回は義務教育の年限を九年に定めたのでございます。なお青年學校につきましては、御説の通り今までは男子は十八歳までが義務教育となつておつたのでありますが、女子はこの制度はなかつたのであります。今この義務の者をもし十八歳までいたすとすれば、男子と女子と兩方合わせてこの義務教育を実施しなければならぬのであります。現在のわが國の財政的狀態からして六三の九年の義務教育を実施することですら、非常に實は困難を感じておるのであります。これをこの際十八歳まで義務教育を家施するといふことは、きわめて

監督廳の定めるところによりこれと同
等以上の學力ありと認められた場合と
いうのがございまして、これにあては
まるような場合がございますれば、そ
の上の學校への入學資格は各種學校で

あります。また、その点について、その場合、その資格があるということは、學校に對して資格を認定するのであるか、個人の實力に對して認定を與えるのであるか、その點をちよつと伺いたい。

○**劍木政府委員** 現在のところでは、學校に對する認定という制度は考えておりません。大體そういう場合は本人に對する試験の方法とか、そういうたような方法で同等以上を認めることになつてゐるかと存じます。

C 永井委員長 次にここにあります教員組合の身分の問題であります、教員の身分をどういうような取扱いにするか。官吏に優先するという考えであるかどうか。それからする場合、教員組合はどうか。そういう取扱いをするのであるか、これを承りたいと思います。

O 辻田政府委員 はなはだ失禮でございますが、官吏に優先するという意味がいちよつとわかりませんが、この法律の定める学校の教員は公務員的な性格をもっております。それで新憲法の第十五條に「すべて公務員は、全體」

「ない」という言葉がありますが、法律で定める学校の教員は、全體的奉仕者であつて、一部の人の奉仕者でないという意味を裏に含んであります。そうして教育者としての自己の使命を自覺してその職責の遂行に努めなければならぬ。これは前段におきましては教

員の性格といひますか。本質を明らかにして、またその向うべきところを明示したわけでありませう。次にはこういう大事な仕事に携わつておられる方々であるから、この方々に對しては身分が尊重され、待遇の適正が期せられなければならないといふうちに、これは國なり公共團體なり、その他の教育行政に當る者等の考へべき途を示したのでございませう。

○永井委員 そうしますと、教員はほかの公務員と同様な取扱ひであるが、本質的に特に尊重せらるべき使命をもつてゐるということ、特別な身分上の何か規定をされるのであるか。あるいは教員の身分法というやうなものを用意されておるのであるかどうか伺いたい。

○辻田政府委員 教員刷新委員會の方におきましては、教員の身分を尊重され、待遇の適正を期せられなければならないといふ點から出發されまして、教員の身分たとえば今お話のありましたやうな教員の身分法についても、御研究中でございます。また文部省自身におきまして、身分が尊重され、待遇の適正が期せられるために、どうしたらいいかといふことについて、日夜心をくだいておるのであります。

○永井委員 文部當局の考へる身分の尊重といふものの内容には、教員をある一つのわくにはめて、このわくの中にあるのが教員らしい、教員としてのあり方であるといふやうな、一つの大きな制約をつけるのが常套手段でありまして、たとえばストをやることは教員の身分として不適當であるとか、あるいは罷業權といふものが、労働組合法においても、憲法においても認めら

れてゐるのであるが、教員の立場に對してはこれを制約するとか、尊重するといふ言葉は結構であります。尊重するといふ理由に隠れて教員の身分を制約して、そして文部省が頭で考へておる一つのわらん人形のようなもの、あやつり人形のようなもの、そういう教員の型をつくり出そうといふやうな考へ方が、考へ方の内容として潜在しておるのではないかと思つてあります。

○永井委員 教員は一般公務員と同様な扱ひにおいて特別な權利も與えられないが、特別な一つの制約も受けません。そして教員は教員としての身分使命は自ら一般公務員とは違ふのでありませうが、それは教員の自覺と責任と、それから教員組合その他の團體的な一つの自助練磨によつて、運営においてそれを期していくといふことをすればよろしいのであつて、法的にこれを制約する必要はないと考へるのであります。これが、これに對する文部大臣の見を承りたいと存じます。

○高橋國務大臣 文部省の一定のわくに入れていくといふやうな考へは、毛頭もつておりません。またかくのごとき方針をついていくとも考へておりません。

○永井委員 それならば別に教員の身分法といふやうなものを出す必要はないかと思ひます。教員の身分法に對するお考えを承ります。

○辻田政府委員 お答えいたします。教員の身分法につきましては、ただいま申しますやうに、刷新委員會において教員の身分を尊重され、その待遇の適正が期せられるといふことを目標として、目下御研究中でありまして、文部省で身分法を必ずつくり出すといふ

ことを申し上げたことではないのであります。

○永井委員 その身分に對して特別な立法をするかどうかといふことに對する所見を伺つてゐる。

○剣木政府委員 現在教員の身分につきましては、放つておきますと、教員は私立學校を除きまして全部現在のところ官吏であります。従つて官吏法によつてたとえ一級とか、二級、三級の區別がありまして、いろいろな一般官吏と同様の官吏法上の制約を受けるのであります。そこで教育者としての身分上一般官吏と異つた一つの根據が要るのじやないかといふやうなことが、考へられるのでございまして、いわゆる教員の身分といふものは、現に官吏である限りにおきましては、官吏と同等の制約を受けていくのかどうか。やはり教育上何らか別個の教育者に該當すべき法規が要るのじやないかといふことにつきまして、現在文部省として、いろいろ研究しておるのでござい

ます。しかし別個の身分法を出すかどうかといふことは、まだ確定いたしておりませんので、目下まつたくいづれともつかない研究状態にございませう。

○永井委員 給料をもつて生活するといふ立場において、教員も同様に一つの労働者であります。従つて一般労働者と同様な立場において、同様な權利と義務の下にその身分が保障され、そして教員としての特殊な使命といふやうなことが、本質的なものではなからうかと思ひます。この特殊な使命といふのは、教員自身の自主的な修養なりあるべきものでありますから、これは自由に放任してそちらで従来の教員にあつたやうな一つのわくにはまつてし

まつて、十年教員をやれば、もうつぶしのきかぬ人間になつてしまふ、世の中から遊離した架空な一つの教科書の中から遊離した架空な一つの存在に解説者に過ぎないといふやうな存在にあらうかといふに、なま／＼しいこの現實の社會に身をさらして、いろいろなことを體驗し、いろいろなことを取入れて、いろいろなものに觸れて、そして教育者といふ人格を通して教壇から兒童にいろ／＼な生きた教育がでるやうに、實際的な教育のできるやうな、そういう自由な身分を教員に保障することが、私は必要であらうと思ふのであります。そういう點について、十分に當局の一考を煩わしておきたいと思ふのであります。

さらに教員の再教育の問題をどうするかといふことであります。教員は薄給の中に生活してゐるために、本も十分買ふこともできない。學校の中における圖書館のごときものも、ほとんど見るべきものがない。單に自分が學生時代に學んだ知識に體驗が加つて、情性的にいつと一生教員をやるといふやうな狀況が、これが多くの場合の實情でありまして、五年も十年もやつておると、まつたく司法官のごとく化石してしまつて、血の通わないやうな、子供の童心に觸れ、少年、青年の血の實をあげるというやうなことができにくい状態になつておるのであつて、こういう教育基本法を設け、學校教育法を設ける教育の大きな革命的なこの時代において、今後の教育に、はたして的確な教育者であるかどうかといふことに對しては、非常にわれ／＼は心配しておるのであります。この教員の再教育については、思い切つた徹底

した方法を當局においてとらなければならぬと思ふのであります。單に形式的な一週間か十日の講習會を開くといふやうなことで、事足りるということではいかぬと思ふのであります。たとえば元の師範學校の卒業生に對して、師範學校が專門學校になつたからといつて、一週間か十日の講習會を開いて、その講習を終るとそれで專門學校を卒業した資格を與えるといふやうな、形式的なことをとん／＼やつておるやうであります。あんな再教育のやり方ではいかぬと思ふ。そこで徹底したやり方をしなければならぬし、國が小さくなり、生活が困窮してぐれば、ますます物の考へ方に雄大な思想をもち、毅然たる氣宇を養ふといつたところで、なか／＼これはできないのであります。今後においては國際的な知識も教員としてたなければならぬので、平和が回復したならば、教員のごときも相當の旅費を與えて、大陸なり世界の各地に視察旅行させ

る。また國內はもちろん、いろいろな教育あるいは修養の機會を與えて、その十分にできるやうな措置を講じなければならぬ。それには相當な豫算も要るわけでありませうが、これらに對して、當局は教員の再教育についてどんなお考えをもち、どんな方針をもち、そしてこの革命的な新しい教育の場において教員の資質の改善と向上を、どういふやうな方途によつてなさうとしておるか、この點を承りたい。

○高橋國務大臣 再教育の問題につきましては、文部省といたしまして目下考へに努めておるところでありまして、これを徹底させるにつきましては、豫算も少からず必要とするこ

ろでありますので、今日もたまたま二時間ほど前まで、大蔵大臣と折衝をいたしておつたのであります。大蔵大臣もこの點に非常に理解をもち、同情を傾けられておられたのであります。

○永井委員 次は第七條の社會教育についてであります。ここにもありますように、家庭教育なり、職場教育なりあるいは社會教育、特にこの面に從來は缺けておるのであります。教育といへば學校教育だけのような實情にあつたのであります。働きつつ學ぶ、あるいは子供の時から、しつけというやうな、また一生を通じての研究的な、あるいは學問的な雰囲気の中にいて實務をとるといふやうな、そういう状態をつくり出すことが、きわめて必要なもので、その意味における社會教育といふものは、非常に重要になつてくるわけでありまして、それにはここに書いてありますやうに、ただ何によつて奨励されるというやうなことだけではいけないのであります。これは裏づけとなるべきところのものはもちろん經濟的のものであります。一體當局は社會教育一般の振興の基礎となるべき經濟的な諸問題について、どういふ具體的な方策をもつておられるかそれを伺いたいと思ひます。

○柴沼政府委員 ただいま社會教育關係の經費に關してお尋ねがございましたので、來年度豫算として御審議を煩わしております部分について申し上げたいと存じます。社會教育關係の事は、御指摘の通り從來非常に經費が少のうございまして、たとえば職場教育等のことにつきましても、ほとんどゼロに近い状況であつたのであります。

それで來年度以降につきましては、この方面のことにつきまして、新たにわれわれの方をいたしましては、第一に地方の自治生活に關連した公民館の育成の問題を一つあげる。これに對して約六百萬圓足らずの經費を要求しております。第二には學校を利用する、いわゆる講座類の教育でございまして、學校擴張と申しますか、學校に本來の生徒を收容する以外に、一般社會に門戸を開放する事業であります。これにつきましても約百五十萬圓を要求いたしております。そのほかに學校擴張の中に職場の部方も含めておりまして、産業講座等のことを、相當程度やつてもらうつもりであります。これは金額は來年度は二十三萬圓程度の要求に相なるのであります。

これをでき得れば中央組織である組合の協力を得て實施してまいりたいといふので、寄り／＼その向きの方々と御相談をいたしております。大體そういう状況に相なつております。

○永井委員 お話を伺へば何うほど心細くなつてきて、問題にならないと思ふのであります。かけ聲だけでなしに、眞にこれらの事柄が現在の日本の實情に照らして、社會教育の振興は特に強調し急速にこれを實現していかなければならない状況にありますので、一段の御奮闘、御奮發を願ひます。また豫算がなければいけません。その豫算をいかに効果的に運営していくかといふ點についても、御一考を煩わしたいと存じます。ただ形式的だけの官制はいけないのであります。圖書館のごときも、圖書館の形をつくつてくだらない本を列べて、圖書館がいくつできたといふやうな、數字的な統計だけ

で社會教育が振興したといふように思つたらいけないのであります。建物はなくとも、眞に青少年一般に讀書されるやうな、利用されるやうな圖書を用意することが必要でありましよう。その運営の面において十分に御努力を願ひたいと存するのであります。

次は第八條の政治教育であります。ここに「良識ある公民」といふ言葉があるのではありません。良識ある公民とはどういふ公民であるか、これを明示し願ひたいのであります。次に「特定の政黨を支持し、又はこれに反對するたの政治教育その他政治的活動をしてはならない。」といふのであります。これは學校教育の活動として、こゝういふことをしてはならないといふことはわかるわけでありまして、たとえばこゝに教員が政黨を支持する、あるいは學校生徒が一つの研究機關をもつ、あるいは一つの自分の政治的信念に基いて、その主張を徹底するために政治活動をするといふやうな事柄に對して、こゝにある條文とさういふ實際的な行動面との限界點を正確にどういふところにおいて、どういふやうにこれを區分してお考えになつていられるのか。その分野をひとつ明確にお示しを願ひたいと思ひます。

○辻田政府委員 お答えいたします。まず第一に「良識ある公民」であります。これは教育基本法の前文では「人間」といふやうな言葉を使つてございまして、第一條の目的のところでは「健康な國民」といふやうな言葉を使つておりますが、この場合におきましては、特に政治教育に關する事項でありますので、政治的な觀點から國民を

ながめまして「公民」といふ言葉を使つたのであります。「良識ある公民」と申しますのは、以上のやうなことでございまして。

それから第二の法律に定める學校におきます政治教育その他の問題であります。これはたゞいま御指摘を受けましたやうに、學校自身が特定の政黨を支持し、またはこれに反對するたの政治教育その他政治的活動をしてはならない。こゝういふのでございまして、學生、あるいは生徒につきましては、年齢によつて、ある一定の年齢に達しますならば、個々において政治的活動をすることはもちろん許されておることであらうと思ひます。また教育者側におきましても、その教育者が國民として一つの政治的活動をなさるといふことは、別に止めておるわけではございません。學校全體として、こゝういふやうな活動をしてはならないといふ意味でございまして。

○永井委員 そうしますと、學生、生徒なり、あるいは教職員といふものが、公的な教育活動を通してしない限りにおいては、もちろん制約すべき性質ではないのであります。その區分といふものは、さういふ解釋において了解して差支えないのであります。これは重要なことでありますから、ひとつ明確にお願いいたします。

○辻田政府委員 さやうでございまして。○永井委員 次は第九條の宗教であります。御承知のやうに憲法には信教の自由は何人に對しても保障する。さうして何ら宗教に對して特權を與えないといふことが規定しておるわけでありまして。しかるにこゝには「宗教

に關する寛容の態度及び宗教の社會生活における地位は、教育上これを尊重しなげなければならない。」憲法には國家的な特權といふものは與えないと言つてあるにかかわらず、こゝでは教育上宗教を尊重するといふことを言つてあるのではありません。これは憲法に違反する條項ではないか。この點をひとつ伺ひたいと存じます。

○辻田政府委員 第九條と憲法の第二十條との關係でございまして、これは第九條の内容をお説明申し上げますとよくわかりくださると思ひますが、「宗教に關する寛容の態度」といふのは、宗教を信じておる者相互における寛容の態度を包含することはもちろんであります。そのほかに反宗教者、無宗教者に対する寛容の態度ももちろん包含されております。宗教に對すると書かず、「宗教に關する寛容の態度」と書きましたのは、要するにさういふ意味でありまして、憲法の第二十條信教の自由は何人に對しても保障するといふのにも矛盾せずに、むしろ強調したものだと思つておる次第であります。

次に宗教の社會的地位といふことでございまして、宗教が社會生活の上においてこゝういふ地位をもつておるといふことを、知識的に説明するだけでありまして、これは憲法第二十條の信教の自由を保障されることについて矛盾しないものと存じておる次第でございまして。

○永井委員 宗教に反することを許さぬといふ條項が含まれて、さういふことをしてはいけないという思想が内容となつてゐるのじやないかといふことを考へてみたのであります。御答辯

によるとその通りであります。宗教でも、ある時代においては墮落し腐敗することもあり得るのであります。そういう墮落し腐敗した宗教に對しては、これを排撃し批判し、これを肅正するためにいろいろ運動なり、あるいはそういう批判をするということは自由であり、また最も健全な方法でなければならぬと思つてありますが、この墮落していく宗教に對して、反對してはいかぬ。そしてその社會上の優位を認めなければいけないということはおかしいじやないか。そういうことを規定するということは不當ではないかと私は思ふのであります。悪ければ悪いように批評すればよろしい、反對すればよろしい。そして宗教といふものは國家的庇護のもとにおいて、あるいは社會上の優位を認められて、その上に立つて宗教活動をするということとは、これは宗教そのものの本質から見て妥當ではなし、そういう庇護のもとにおいてやるといふこと自體が、宗教の權威といふものをかえつて失はせる。宗教は宗教として何ら國家的庇護や地位を保障されるものではなくて、信仰をそこに集中していくというところに宗教としての權威があると思ふのであります。これを墮落した宗教でも社會上における地位は保障する、尊重するといふような思想がこの内容にあるとすれば、この條項といふものは相當重大なものであると思ひます。

○高橋國務大臣 お答えいたします。宗教に關する寛容の態度は、教育上これを尊重しなければならぬ。宗教の社會生活における地位は教育上これを尊重しなければならぬといふより、むしろ重點は寛容の態度に置かれておるのであります。宗教の社會生活における地位を尊重していかねばならぬ。その地位を特に重んずるといふのでなくして、その地位がいかにあるかというのを重要視していかねばならぬ、こゝういふ意味に解釋すべきものと考へております。この法案成立の歴史を申し上げますと、最初はむしろ宗教的情操の涵養を説くということになつておつたのであります。かくのごときものは改めたらよいだらうという意見が強くつてまいりました。そしてここには、特に宗教に關する寛容の態度を尊重しなければならぬ。かくのごとく改められた次第でございます。

○永井委員 次に教育行政の問題であります。ここに「不當な支配」といふことがありますが、「不當な支配」といふことは、具體的にはどういふものを指すのであるか。それから國民全體に對して直接に責任を負ふということとは、具體的にはどういふことであるか。そしてこの教育行政については、もちろん地方教育行政法が出るようであります。文部省においては内務行政から離れた文部省の直轄行政を自認として計畫を立てておられるのであるか。もしそうだとするならば、その進捗状態はどうであるか、その具體的な實現の見透しはどうであるか、どういふ構想であるか、その具體的な内容を承りたいと思ひます。

○辻田政府委員 お答え申し上げます。第十條の「不當な支配に服することなく」といふのは、これは教育が國民の公正な意思に應じて行はなければならないことは當然であります。従来官僚とか一部の政黨とか、その他不當な外部的な干渉と申しますか、容喙と申しますかによつて教育の内容が随分ゆがめられたことのあることは、申し上げるまでもないことであります。そこでそういうふうな單なる官僚とかあるいは一部の政黨とかいふふうなことのみにてなく、一般に不當な支配に教育が服してはならないのであります。ここでは教育權の獨立と申しますか、教權の獨立といふことについて、その精神を表わしたのであります。

○高橋國務大臣 私も教育勅語とこの教育基本法との間には、矛盾と稱すべきものはないのではないかと考へておるのであります。しがしながら徳教は時勢とともに變化するものであります。たよりに、明治二十三年に發布せられましたところの勅語が、今日におきましてはなおこれに補足しなければならぬ點はなほ多いであります。しう、いろ／＼これにつきましまして國民の間に疑問の抱かれておる點もあつたのであります。先ほどもお話のありましたように、悪用せられ曲解せられたといふような點もあると考へます。それで、これはわが國の教育上における勅語といたしまして、これを留めるといふことにいたしました。諸學校においては捧讀いたさないことにいたします。こゝういふ考へでおるのであります。決してこれに盛られておる思想が全然誤つており、これに代るに新しいものをもつてするといふ考へはもつておりません。次第であります。

○永井委員 大分時間も経過しましたので簡単に尋ねますが、ずつと今までいろ／＼質疑をいたして伺つたのであります。わが國の民族再建の基礎は教育にあるわけでありまして、この教育がどのようなあり方と、どのような具體的な内容をもつて實際に運用されるかということが、今後の日本が再建されていく性格なり方向なり、その内容を規定すべき重要な問題であると思ひます。従つてこの基本法の中には、最初文部大臣が言われたように、教育の憲章としてわれわれはこれを一讀するときに、人間としての、民族としての新しい勇氣といふものが、血の沸くような、さういふ一つの感激といふものが、この中からとられなければならぬと思ふのであります。これをずつと通覽して、一應さういふ民主的な方向へ到達するような條文が全文にあるかと思ひます。その後段には必ずしもかたがたといふようなことで、一定の制約が常に全文を通して置かれておる。この一定の制約といふものは、その時／＼の政治情勢なり、あるいは支配的な力の動きによつて、その解釋が、二、三になり、その限界が右に左に動くわけでありまして、これが常に保守的な一つの力のよりどころとなるわけでありまして、われ／＼はすつきりしたこの條文のもとにおいて、裏も表もないこの方向にまづぐに進めばよいものだ、その他のことは高きヒューマニズムによつて、さうして自主的にこれらの問題を解決していけばよろしいのである。私たちはさう思ふのであります。この内容においては一定の制約が嚴として置かれて、常に保守的な力の一つの

よりどころにならうとする危険性を多分に包蔵しておるということを、われわれは非常に憂慮するものであります。要は條文の字句や内容がどうであるかという吟味も必要であります。問題はこれを運営していくことに重點が置かれるのであります。この教育基本法を萬全に運営していくために、その基礎となるべき教育財政の問題が、一番大きな問題になつてくると思ふのであります。現在の段階では繪に畫いたばかりに終りそうであり、當局も力をいたしていただかなければならぬと思ふのであります。また制約に對しても、これを一つの保守的な力のよりどころとすることなく、十分に好意的に、善意的に解釋して、個々の自主的な知性にまつという、廣い自由な天地を與えようとする運籌にしたい。だきたいと考えるわけであり、また、おいら／＼質問したい點もあります。が、時間が長くなりましたのでこの程度にして終りますが、教育の實がある、あがないは、教育者にあるのであります。教育者が現在のような貧窮な實に陰鬱な生活のうちにあり、ましては明るい開進な教育活動というものはどうしても至難であります。待遇が團體協約によつて一應まとまつたといへども官吏やその他一般のい／＼な労働者の待遇關係から見ると、比較にならないのであります。出張にしても、視察旅行にしても、満足な旅費はほとんど貰つていないので、打切り旅費によつて、少い旅費のうちに、さらに少く貰つてゐる。夏季休暇などに出張しても、あるいは講習會に行きましても、どんな木賃宿にも泊れないよう

な旅費でありまして、友人なり親戚の家に轉がり込んで、肩身を狭くしてその講習の期間居候のような生活をしてなければ、講習會にも出られないという待遇の状態に置いてあるというところは、いかにこういう立派な文章をつくつてここで審議いたしましても、實行の上におきましては全部これが死んでしまふわけでありまして、教育財政の待遇に對する一段の努力ということと存するのではありませんから、この點に對しては十分一つ御努力あらんことを希望する次第であります。

○江川委員長 中田榮太郎君
○中田委員 簡単に三、四點お尋ねいたしたいと思ひます。先ほどから二名の方からそれ／＼お話がありました。が、新憲法を眞に國民の間に活かすその力となるものは、何といつても教育であり、そのもとを示すものが教育基本法になつておるのであります。憲法の實施、公布については、い／＼普及等の案があつて漸々進行せられておるのであります。同時にこの教育基本法についても、かような點について何か思ひをいたされてしかるべきものと思ひます。大體憲法は國で言へば、國民の方向を示す大きな骨組、大きなかじを示してくれたものであるが、これを實際に活かすようにするのは教育の力で、つまり帆にはらむ風の力、あるいはほのかい力というものが、一面から言つたならば、この教育基本法にあると思ふのであります。これについてお考えを承りたいと思ひます。

第六類第一〇號 教育基本法案委員會會議錄 第一回 昭和二十二年三月十四日

は全國を八地區ほどに分ちまして、この趣旨を徹底させるように努めたいと考えておるのであります。

○中田委員 これにつきましては前二入の御質問の通り、相當これに對してしつかりした根據のあるところをお示ししていただきたいと思います。

次に從來教育上の法令などは、昨日大臣のお話の通り勅令または省令という形で出ておる。これがために多くの教育者はただその勅令の解釋、吟味と進んでいかなる法律をつくれれば、いか、創造的な、自主的な態度をとることができなかつたのであります。これが今日一般教育者に自主性が乏しいとあるいは積極、創造性が十分でないと思つておるのであります。かような意味合いにおきまして、國民にわれらがつくつた法律であるという感じをもたせるために、この議會に勅令の形ではなくして、法案として上程されたということは、非常に結構なことであり、特に重要法案として樞密院の審議を経られたということも、まことに私は喜ぶべきことであると思つておるのであります。つきましては今出された教育基本法のほかに、學校教育法、また學校の法人法とか、あるいは教育行政法、さらに教員身分法といつたものが、今後いずれも法案の形になつて上程されるものであるかどうか。あるいはこれを出すに時日がないから、とりあえず勅令の形にしておこう。刷新委員會の審議も経ておるのであるからして、勅令の形にして出さねば時日の關係上困るから、そうするのだというようなお考えであるかどうか。

か。おれ／＼といたしましては、すべからず法案の形で上程していただきたいと思つておるのであります。この點については御所見を承つておきたいのであります。

○辻田政府委員 お答えを申し上げます。先ほど大臣からお話がありまして、よく、學校教育法案につきましては、近くこの議會に上程していただきまして、御審議を煩わしたいと思ふように思つておりますが、そのほかの學校法人法とか、あるいは教員身分法その他の法案につきましては、それ／＼關係筋とも今い／＼相談をしており、またそれを法律でいくか、勅令でいくかということにつきましては、でき、われ／＼といたしましては、できるだけ議會の御協賛を経、法律によつてやりたいと思つておりますが、種々の關係もございいますので、目下考案中でございます。

○中田委員 この點は特に要望申し上げておきます。次に教員身分法に關連した問題であります。ここに第六條「教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。」というありまゝですが、昨今全教組關係が特に文部大臣と協約を結ばれて、既に調印をせられた。その内容の詳細は知るに至りませんけれども、新聞等に現れておりますところによれば、はなはだ結構なところまで進んでおると思つておるのであります。しかしこれはややもすれば單に經濟上の問題ばかりでなしに、さらに進んでい／＼な方面にまで及ぶのであります。人事問題に關連いたします。従つて人みなおの／＼の思想をもつていふものでありますから、その間に單に

經濟上の待遇以外に、何ものか、あるものがその協約の建前から現れてきはないか、かような感じをもつてあります。なお端的に申し上げますれば、この教育の諸法案に關する問題までに及んでくる。協約の性質から言へば、そういう工合になるような形になつておるのでないかということ、私は懸念をもちますから、お尋ねをする次第であります。

○鈴木政府委員 全教協及び教全連の教員組合と文部大臣との間に先日労働協約の調印をいたしましたことは、事實でございいます。その内容につきましては、教員の給與その他の労働條件の改善といふことを主たる點といたしまして、その他教育上の全般にわたつても、い／＼文部大臣と今後協議を續けていく意味におきまして、協議會を設けるといふことにいたしました。大體教員の考へておるところ、希望しておるところは、多少とも聴取し、お互ひに話合つていくことができれば、よりなふに規定いたしてあります。

○中田委員 あの協約は相當微に入つておるようでありまして、もしあの協約があつた調印された通りつと實行されていきまゝと、今そこに考へておられるところの教員身分法などというものは、ほとんど必要のないもののようにも考へられるが、この點いかがでありますか。つまりそれでいくのではなからず、せつ／＼とつ／＼つ／＼、その法案が必ずしも力をもつたものになりはしないだらうという感じをもたれるのであります。それから、お尋ねする次第であります。

○鈴木政府委員 今回結びましたの

は、現に教員身分法を文部省が考へておられますと同時に、最近、二月一日のゼネストにはいりかかった、これのいわゆる教員組合の闘争態勢を速やかに解かれまして、一日も早く本務に歸るといふことを希望いたしましたので、早急にこの協約を締結して、これをひと片づけしたというのであります。従いましてその契約期間は六箇月の非常な短期間になつておりますし、また現在教員の身分に、よるべきいゝ／＼な基礎的なものがございませんで、さういふ法律がきまらずに、もし契約が存続いたしておりましたとしても當然それによつて修正するべきものは修正されることになると思ふのでございしますし、身分法との關係は、全然身分法がございしても差支えないものと考えております。

○中田委員 次に、これも根本理念に關連してありますが、教育勅語をどのようにに漢譯遊ばされるにいたしましたか、その當時のわが國の思想界の狀態からいつて、あるいはキリスト教の教義によるべきか、または佛敎の教義によるべきか、あるいはわが國古來の神道の示すところの何か得るものにはないか、さらに儒敎の教え云々というように、漢發をされるそのものにおいて、こゝういふよりどこにいつてのいろいろ御軫念があつたことは、お互いによく承知いたしておるのであります。が、ともかく教育勅語としてわれ／＼は今日まで奉じてきておつたわけでありまして、ところがその後歐米の思想がいろいろな形になつてわが國に氾濫輸入されたのであります。あるいはアメリカの民主主義、實用主義といふものがはいり、あるいは理想主義がはいり

てくる。またさらにルソーあたりの自由主義といふものがいつてきた。いろいろと歐米の思想がはいりまして、その時にわが國の教育の根本理念について、それ／＼みな検討し、あるいは疑いをもち、あるいは動搖しかけたこともあつたのであります。その後、どうしても日本古來の精神によらなければならぬといふので、いわゆる日本思想に根本をおくところの日本教育、こゝういふ思想が強くなりまして、はなはだしきに至りましては、神ながらの道、あるいは國粹云々といふやうなところまできたのであります。さらに一方軍部からのいゝ／＼な要望のためにまたそこに教育原理にまで影響を及ぼしてきたのであります。さらに終戦後アメリカの厚意ある教育使節團が参ら

れて、今日までいゝ／＼の忠告があつたのであります。しかるところへ新憲法が出現して、しかもここに教育基本法といふものが出てきたのであります。が、こゝういふやうな今日の歴史をもつていふのに對して、この教育基本法は實はこゝういふところに最も強く根據を置いてゐるのである。この前文の建前からいへば「憲法の精神に則り」とあるのであります。が、とにかくこゝういふ點について、實はこゝういふ點にこゝういふ工合でよつてきてゐるのであるとか、あるいはわが國の現狀から總合してこゝう考えたのであるとかあるいは、單に憲法に示されたところによつてわれ／＼はこの基本法を制定したのであるとか、この點についての御見解を承つておきたいと思ふのであります。

○高橋國務大臣 教育勅語の中には、多分にわが國の古來の道德並びに支那傳來の道德思想がはいりこんでいると考へます。しかしながら、むろんこれらのものは今日といへどもあえて排斥すべきものではないのであります。が、その後に至りましてはいつてまいりました泰西の教育並びに倫理の思想、これらのものを十分に取入れまして今回の基本法が立案せられたのであります。あたかも米英流の憲法思想がこのたびわが國におきまして新しい憲法が制定せられる際におきまして、多分に取入れられたと同様であると申すことができると思へます。

○中田委員 これに關連いたしまして、最初に申し上げました教育基本法の精神普及といふことと併せまして、どうか、學校の先生ばかりでなく、國民全體の納得のいくやうなところを、ひとつ平易にお示しをお願いしたいと思つてゐるのであります。次にお尋ね申し上げたいことは、勤勞者の教育の問題であります。これを具體的に言へば、十五歳以上の、いわゆる高等學校のパートタイムに相當する、在來の青年學校相當のものであります。が、これは、示された労働基準法には、こゝういふものが工場等に雇われておつて、勉強したいといつても、これを許さぬ、こゝう言われてもしかたのないやうな、勉強意欲の強い者に對して、これに一つの制約を加えるやうな、つまり雇傭者に制約を加えるやうなものが労働基準法にも現れていないのであります。が、これは今せつかく審議中であります。この基本法にも現れておらぬとすれば、せめて労働基準法にでも表わして、學ばんとする者が話合

る情のかかつた條項のやうなものをお入れになる考へはないか、どうかこの點を伺うのであります。

○鈴木政府委員 この點は御存じのやうに満十五歳を過ぎました勤勞青年に對する教育といふ問題につきまして、は、刷新委員會におきまして、非常に御論議がございまして今申されましたやうに、この労働基準法に、使用主の方におきまして十八歳までの使用者の勉強を妨げてはならないといふ規定の方法と、それから十八歳までの期間の一定の普通教育を施しまして、これに對して義務とするという制度、この二つの點が論議されたところから承つております。これを實際にこの學校教育の方にいかにもつてまいるかといふ問題でございしますが、今六、三の九年まで義務教育を實施いたしますといふことそれ自身が相當困難でありまして、これを十八歳まで年限を延長するといふことも、非常に困難でございします。それでさしあたりはまず九年を義務制にしまして將來におきまして大衆青年たるパートタイムの高等學校の義務制といふことを考へていこうと、現在考へておるのであります。この雇傭主の方の労働基準法の方におきましては、いゝ／＼その點についても話もあつたのでございしますけれども、實際上この現在の産業情勢特にこの産業の復興の情勢から申しまして、その時間を

使用主の方に強制的に無制限に妨げてはいけないといふことを入れます。は、やはりそのものになつております教育それ自身が、義務制であるといふことが、どうしても必要のやうに考へられます。その點につきましてどうしてもこの労働基準法の方に使用主だけを一方的に制限するといふ規定を入れることができなかったのは遺憾でございします。しかし實際上の問題といたしましては、この今までの青年學校の教育が、義務制であるがゆゑにやつてきたといふことになしに、今後はほんとうに教育の内容から大衆青年を率いてやうな方向にもつていきたい。こゝういふので、この新設するべき高等學校におきましては、その教育内容を相當向上していくやうに努力していきたいと考えております。

○中田委員 この問題につきましては過日公表されました學校教育法のあれの中を見ましても、特に高等學校教育等の高等學校のパート・タイムといふものに對する心やりといふことは、十分に現れてゐない。國民の七割五分ないし八割といふものは非常に失望しておつたかと思つてゐるのであります。が、なお教育法も出ないわけでありまして、この點について、特に一言を申し上げておく次第であります。

最後に政治教育の點につきまして、先ほどからもお話がございましたが、これは重要な問題でありますから、一言申し上げたいのであります。「特定の政黨を支持し、又はこれに反對」云々とあります。これは結構なことと思つております。が、實際においては教師がある一派にかたよつた相當極端な思想をもつてゐる者があつたと見なければならぬのであります。それが一黨一派にかたよつた教育をやつていないで、きわめて公正なる教育をやつておるのだといふことは、どうしてわれわれは見わけるか。また偏した教育をやつておるかどうかといふことをどうしてこれを取締るか。これはなか／＼

私は重大な問題と思っておりますが、一片の通牒とかいうものでは、これはできない問題であらうと思つておるのであります。この點について私どもは具體的にこういふ工合にこうしていけば大丈夫だという、文部當局としての自信のある案の一端なりとも伺いたいと思つておるのであります。わが國としては眞に重大な状況に目下向いつつあると思うから、これをお伺いする次第であります。

○**剣木政府委員** 教育基本法はやはりこの教育に關しまする憲章と申しますか、憲法と申しますか、そういつたような教育の基本原則をここに明らかにいたしまして、教育者のよるべき目標を示したのでございしますが、この規定から直ちにこの具體的ないろいろな取捨という問題は、たとえば憲法におけるがごとく同様の關係があると考へておるのであります。従いまして今御指摘になりましたこの政治教育に對する具體的な意味のこの問題は、要するに各教育者に對しまして、この心構えをもつて教育者に自發的に自主的に、これを良識をもつて決定してもらふことが、第一の目標であると考えます。これに對してはたゞに干渉し、あるいは警察的な取締りを及ぼすというところは、それ自身が教育上望ましくないことと考へます。しかしなお法律上ここに明定されました、この法の精神に反して、なおかつこの法律で禁止せられておりますようなことをやる者がある場合におきましては、やはり教育を分擔します官廳といたしまして、あるいは校長といたしまして、これは具體的にその教師の活動につきまして何らかの制約をするような方法

も講じていかなければならぬと考へております。

○**中田委員** この點は大いに激勵してしかるべきものもありましようし、また強く取締り制限をしなればならぬものも事實あります。從來の状況からいへば、一片の通牒くらいでは、なかなかその目的を達成できないものがあると思つておるから、この點特にわれ／＼の懸念を申し上げまして御善處を希望いたしまして私の質問を終ります。

○**江川委員長** 伊藤恭一君。

○**伊藤(恭)委員** いろ／＼お伺いした、またわれ／＼の意見を申し上げたいこともたくさんありますけれども、重複を避けて、簡単に二、三申し上げたいと思ひます。平和國家、文化國家建設のために、この教育基本法が提案されましたことは、大變結構なことと、またこれを逐條審議いたしますと、大變よくできておつて、結構と思ひますが、ただ私の最もあきたらないと思ひますのは、現在の日本の大衆青年といふものはことごとく虚脱状態にある。その虚脱状態にあるところの大衆青年といふものを、この第三條の教育の機會均等によつて、もつと徹底的に拾ひ上げていくような方法を講じなければならぬというところを、痛切に感ずるものであります。實務に従事するところの男女大衆青少年に對しては、普く教育の機會均等を與へまして、これに高等普通教育を施して、その生活の充實豊實をはかり、正しい人生觀を確立させて、その天分の最善を發揮させなければならぬ。このためには會社だとか、商店だとか、工場だとか、そういうような雇傭主に就勞青

年に對する教育の義務を負わせるようにするといふことが、大切であると思ひます。これは文部當局のいつもお考へえの通りであります。どうしても民主主義日本再建のあらゆる施策は、すべて今後は國會あるいは地方議會、あるいはあらゆる機會を通じて、國民全體が立派な公民としての教養を積みなければならぬことは申すまでもありません。従つて今度できます新制中學のみの教育では、これは十分でない。従つて既に就業しておるところの十八歳未満の青年に對しても、完成教育としての公民教育を確實に施して、民主國家の公民として恥かしくない素養を養はせるようにしなければならぬことと考へます。また同時に最近の世情を見ておきますと、堅實なる勞働組合の育成といふものは、産業の振興と上きわめて切實なる問題でありまして、従つて正しい組合運動の根柢をなすものは、これまた大衆青年の動向いかんにあることは申すまでもありません。實にこれが國家の盛衰興亡にかかると、これらの青年の啓蒙指導といふところが、一日もゆるがせにすべからざるところのものであることを痛感します。ゆゑにこの勤勞青少年に對する教育の萬全を期するために、雇傭主に對しても、これが教育の義務を負わしめて、明確に法文化させることが必要であるといふことを、痛切に感ずるものであります。すなわち勤勞青年の教育の機會均等のため、さきに教育刷新委員會において、これは義務制にすると

いうことが、決定せられたにもかかわらず、そういうことにならないといふことは、われ／＼いかに残念だと思ひます。でありますから、この教育刷新委員會の決議に基いて、新制高等學校のパート・タイム式のものは、これは義務制になるように法文化することが必要ではないか。そしてこれは同時に勞働基準法の中にもぜひとも公民權を獲得以前の年少勞働者に對しては、その就業に便宜を與えるような一條を、挿入することが必要ではないか。こういうことを申すと、先刻も政府のお方が申されたように、やはり財政難といふことが一番の根本になりますけれども、しかしながらパート・タイム式のものを義務制にするといふことならば、これもまた窮通の途があるといふことをわれ／＼信じます。同時にまた教育の内容によつて青少年に興味をもたせるようにすることが、かえつていいじやないかという、今お話もありましたけれども、これももちろんでありますけれども、現在の實情といたしましては、國民學校の教科書さえも、なかなかない時であつて、國民學校においてもわずかに國語教科書ができるかどうかといふようなことであつたらば、これはやはり頭の非常にすぐれた人格のすぐれた教師ならよろしいけれども、教師も子供もやはり一種のサボ氣分のようなことになつてしまふのではないかといふことが考へられます。そこでこの際はどうしても教科書というやうなものに對しては、紙を確保するといふことが必要である。そのうためには、私は樺太やなんかのパル材などがはいらぬ今日において、連合國にお願いをして、紙の材料

パル材などをどん／＼輸入するように懇請することが必要ではないか。これは結局教科書といふものがやはり學校の主食と同じことで、學校の主食に相當するものがすなわち教科書であるといふことを考へたならば、こういう點についても、教育を確立する上において、大いに努力していただかなければならない。こういうやうな點について、私は文部當局としてどういふやうな御準備をなさつておるかといふことをお伺いしたい。まずさしあたりこれだけを質問いたします。

○**辻田政府委員** ただいまお話がございましたように、大衆青年の教育は非常に重要なことでありますので、教育刷新委員會におきまして、この義務制については、非常に論議がありまして結果、可決になつたのでござい

ます。しかし實際これを實施するにあたりましては、萬全を期して諸種の準備をいたさなければなりません。いろいろな角度からこれを研究いたしました結果、これは非常に結構なことでありまして、また將來しなければならぬのであります。現在の段階においては、先ほど他の政府委員から申し上げましたように、財政その他の理由によりまして、非常に残念であるけれども、多少後年度にこれを繰延べざるを得ないのではないかとすることにいたしました結果、ここにありますように、この四條に義務教育として九年の普通教育をいたさるといふことで、義務教育をもたせることにいたしましたのであります。○**伊藤(恭)委員** やはり經費の問題であります。私は昨年の九十議會における本會議におきまして、文化國家

建設のための経費というものは、終戦處理費以上のものであるということ、を、強く總理大臣にも大藏大臣にも申し上げましたが、實に平和國家、文化國家建設のための費用というものは、終戦處理費以上ではないかということ、を考えまして、それからも絶えず文部大臣、次官の方ともいろいろ交渉しておるわけであります。そういう點について文化國家建設のためには、文部當局としてはもつと／＼がんばつてもらいたい。われ／＼といいたしませんが、極力努力をいたしております。

そういう點を申し上げたいと思ひますと同時に、この第六條にあります教職員的身分尊重、待遇の適正といふことでありますが、この身分尊重、待遇適正ということとは、ただ單なる物質上の問題だけでないということを私は痛切に感ずる。精神的の問題を非常に強く考へていただきたいと、これは一方面的であるといふことを考えます。たとえて申しますと、この六・三制の問題につきまして、今度の實施に伴う教員の身分待遇に關する問題であります。が、義務教育として小學校六年新制中學校三箇年の教育を擔當する教職員には差別をつけないで、相互の人事交流をきわめて圓滑にするということが原則である。換言するならば、小學校教員の資格とその初任給を中學校の教職員の資格とその初任給より區別して、前者を後者の下位におくといふような、措置をとつたならば、これは百害あつて一利のないものである。教員の養成については、小學校教員を選ぶものは一般教養を主として、選擇科目としての特徴をもたせるようにして、中學校教員を志望するもの

は、専門教養に重點を置いて、しかも一般教養をもたせるようにしなければ、新制中學校のねらうところの趣旨に反するものであると私は思う。従つてそういうことにしなければ、その教職員の間非常に不愉快な點が残つて来る。従つてその教育の効果を期し得

ないということを感じます。で、新制中學校實施に伴う臨時措置といたしまして、われ／＼の傳へ聞くところによりますと、今申しましたような理念に背反するような教員養成方法を、文部省は考えておられるということであります。たとえて申し上げますと、國民學校の本科教員免許狀を保有するものに、新制中學校の教員の假免狀を與えて任用して、そして後に檢定によつて本免狀を與える。なお檢定によつて本免狀を取得した者と、しない者との待遇を差別區分するといふようなことを聞いておりますが、聞くところのような取扱いがはたして眞であるとしたならば、これは小學校教員、中學校教員といふものは、そこに非常な區別ができて、小學校教員はきわめて低級無能のものであるといふように、世間からも認められ、小學校に奉職する人たちは非常な卑屈な觀念をもち、そしてその人事交流といふものが圓滑を缺き、兩者の教育に緊密な連關を失うといふことは當然であると思ひます。でありますからわれ／＼はこの兩者間の關係上、いろ／＼好ましからざる事態を生じないように、やはり精神的に迫力を持つて、大いに自分から自發的に、もうアメリカのごとくに、國民學校であらうが、大學であらうがそれは交流する。こういうような建前のもとに、その資格に差別をつけて精神的に打撃を

與えるようなことは、これはよろしくないと感じます。でありますから教職員の正しい適正な待遇というのは、ただ單に物質的なものでなくして、精神的な方面が多分にあることを、大いに考えていただきたいと私思いますが、この點どうでありますか。

○稲田政府委員　ただいま御質問になりました小學校及び中學校の教員資格の問題につきましては、教育刷新委員會におきまして、新たに第八特別委員會が設けられまして、これから審議を進めるわけであります。その結果に基づきまして、文部省におきましては、各般の制度その他の問題を考へる。こういうような順序に相なつておるわけであります。さしあたり新しく發足いたしました中學校の義務教育部面を擔任いたします教員の資格につきましては、ただいまお話もございましたが、大體中學校教員の免許狀を持つておる者、實業學校教員の免許狀を持つておる者及び國民學校高等科を擔任し得る方、それから青年學校の教員、非常に廣くその範圍をきめまして、各地方においてそれに必要な人材を集めるといふようにいたしておるわけであります。今、今お話がありましたように、その間非常に窮屈なことを文部省の方針として通牒したといふようなことは、私どももなかつたと考えております。お話のごとく小學校の先生、中學校の先生、これは本質上決して差異があるべきはずのものではないと考えております。待遇の點につきましても、先般來す。待遇の點につきましても、先般來だん／＼と改善してまいりまして、兩者の間に今までの経歴上の差異はございまして、本質上の差異はなくなつて來ておるわけではあります。今後には

おきましては、この擔任いたしまする學科の性質上、專科擔任教員、あるいはまた、ごく特定科目の擔任というふうに、多少の實質上の相違はありましようけれども、その價值と申しますか、本質上の上下の區別はなくなるものかと考えております。

○伊藤(恭)委員 もう一つお伺いします。師範學校を卒業した者と、青年師範學校を卒業した者との資格でございしますが、たとえば青年師範を卒業した者は、全部中學校の教職員の免許狀を與える。師範學校を卒業したものは一應與ぬということ、これまた私遺憾と思います。從來からの師範、青年師範という立場を、當局では十分御承知でございましょうから、そういう生徒の資質から言ひしても、すべての差點から言ひしてもこの邊などにも差別をつけてはいけないということを感じます。これも一つ御參考までに申し上げます。なお先刻社會教育局の方から、承つておりますと、公民館の經費がごく少いように感ぜられました。が、實はおれ／＼昨年來い／＼研究しておりまして、前の政務次官、大臣から承つておつたのであります。その當時は九十議會の本豫算はわずかで、すけれども、それからうんと殖えて、いろ／＼寄附などもあつて結局公民館の費用というものは數億圓に達するといふことを聞いておりましたが、さつきの説明を聴きますと、まことに微々たるものであります。その邊は一體、どれが眞相でございませうか、ちよつとお伺いしたいと思います。

○柴沼政府委員 公民館の補助金とし、て先ほど御説明申し上げた金額は、公民館においていろ／＼講座を開きまし

たりあるいは協議會を開きました。り、そういう事業に對する政府の補助金なものであります。それから前議會に非常に多額な金額に上るような話があったというお話でありますが事實公民館はもつぱら町村の人々の自發的な活動をまつて成り立つていきますように政府が上からひつぱるといふことは一切避けるという方針でやつております。従つて實際公民館のために地方の方々が出しておられる經費、あるいは地方の自治體が計上してゐる經費は、相當額に上つてゐるかと思ひます。現在約一千數百、公民館ができておるのであります。それらの經費を合せてみますと、相當な額になるものと思ひます。もう一つ公民館はただ講義や協議會だけでなく、公民生活の中心の施設でありますので、たとえば農事關係の事業とか、あるいは救済、厚生施設の施設でありますとか、そういうものも併せて同じ所に施設することができるといふことにいたしてございます。そういたしますと、たとえば生活保護法によるいろいろな救済の施設も、公民館のために使うのではなくて、公民館を通じて使われるという場面が出てまいります。たとえば託児所をいたすと、あるいはまた最低の文化生活をさせますためのいろいろな施設をしますといふことが公民館において實施されますと、その經費は合せて、公民館の經費のような觀を呈するので、數億になるという前の政務次官のお話は、そういうことによつて使われる金が數億になるといふことを申し上げたのかと思ひます。文部省直接に出します金は至つて少いのであります。そういうふうな農村行政、あるいは厚生行政を通

じます金額の方が非常に多額になると
いうのが實情なんであります。

○伊藤(恭)委員　これで質問を打ち
ますが、この教育基本法、今度の教育
行政改革については、一般社會は非常
に期待いたしておりますから、これに
ついて文部當局といたしましては、最
も適正なる具體策をとつていただきた
いと、われ／＼は切望して質問を打ち
ります。

○江川委員長　本日はこの程度に止め
まして、明日は午前十時より開會し午
前中に殘餘の質疑を打ちりますととも
に、討論採決を行いたいと存じます。

なお明日は委員室の都合によりまし
て、第八委員室で開會いたしますか
ら、御諒承をいただきたいと存じま
す。これにて散會いたします。

午後五時二十分散會

昭和二十二年四月八日印刷

昭和二十二年四月九日發行

衆議院事務局

印刷者・印刷局